

第百六十六回国会

参議院財政金融委員会會議録第八号

平成十九年三月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

中島 啓雄君

補欠選任

金田 勝年君

三月二十六日

辞任

萩原 健司君

補欠選任

山下 英利君

出席者は左のとおり。

委員長

家西 悟君

理事

杵掛 哲男君

中川 雅治君

野上浩太郎君

大久保 勉君

峰崎 直樹君

委員

泉 信也君

金田 勝年君

岸 信夫君

椎名 一保君

田中 直紀君

舛添 要一君

山下 英利君

池口 修次君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

富岡由紀夫君

平野 達男君

広田 一君

西田 実仁君

山口那津男君

国務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣(金融)

副大臣

財務副大臣

事務局長

政府参考人

内閣府大臣官房

審議官

警察庁刑事局長

金融庁総務企画局長

金融庁監督局長

金融庁証券取引等監視委員会事務局長

総務大臣官房総括審議官

財務大臣官房参事官

財務省主計局次長

財務省理財局次長

財務省国際局長

国税庁次長

林野庁林政部長

経済産業大臣官房商務流通審議官

日本銀行総裁

参考人

本日開議に付した案件

大門実紀史君

尾身 幸次君

山本 有二君

富田 茂之君

藤澤 進君

齋藤 潤君

縄田 修君

三國谷勝範君

佐藤 隆文君

内藤 純一君

久保 信保君

香川 俊介君

松元 崇君

藤岡 博君

篠原 尚之君

加藤 治彦君

島田 泰助君

松井 英生君

福井 俊彦君

○関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行の金融政策に関する件)

(日興コーディアルグループの不正会計問題に関する件)

(ヤミ金融対策に関する件)

○委員長(家西悟君) たいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、萩原健司君及び中島啓雄君が委員を辞任され、その補欠として金田勝年君及び山下英利君が選任されました。

○委員長(家西悟君) 関税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) たいま議題となりました関税法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率について所要の措置を講ずるほか、税関における通関制度の改革及び水際取締りの強化等を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、国際競争力強化、利便性向上のための通関制度の改革等であります。

法令を遵守する体制を整えている輸出入者等に

対する特例措置の拡充及び国際郵便物に係る輸出入通関手続の見直しを行うほか、経済連携協定を実施するための規定の整備等を行うこととしております。

第二は、税関における水際取締りの強化であります。

最近の深刻化する社会悪事犯等に対応するため、罰則水準の見直し等を行うこととしております。

第三は、特惠関税制度の改正であります。

世界貿易機関の香港閣僚宣言を受け、後発開発途上国に対する特別特惠関税制度の拡充を行うこととしております。

第四は、暫定関税率等の適用期限の延長であります。

平成十九年三月三十一日に適用期限が到来する暫定関税率等の適用期限の延長を行うこととしております。

その他、個別品目の関税率の改正等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(家西悟君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外十二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁福井俊彦君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(家西悟君) 財政及び金融等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大久保勉君 民主党・新緑風会の大久保勉でございます。

まず、日本銀行総裁に質問したく思っています。実はこちら、三月二十日の日銀総裁記者会見の議事録なんです。これ非常に面白い点が幾つかありましたので、これを参考にして聞きたいと思っております。

まず、総裁の方は記者会見の中で、CPI、生鮮食品を除くベースでは、恐らく二月ないし三月は前年比で見て若干のマイナスになる可能性があるとおっしゃっております。週末、三十日に二月のCPIが発表されます。もしマイナスの場合、昨年の三月の量的金融緩和の解除という政策決定が失敗であったという認識でよろしいんでしょうか。総裁に質問します。

○参考人(福井俊彦君) お答えを申し上げます。

委員もつとに御承知おきのとおり、金融政策は経済や物価情勢を丹念に点検しながら先行きの見通し、これが大切でございます。先行きの見通しをしっかりと踏み固めつつ、言わばフォワードルッキングに実施する必要があります。この点、日本経済は緩やかに拡大をしております、先行き

につきましても、生産、所得、支出の好循環のメカニズムが維持される下で景気は息の長い成長を続けていく可能性が高いと判断いたしております。

御指摘の物価でございますけれども、物価をめぐる環境を見ましても、景気が緩やかな拡大を続ける下で設備や労働といった資源の稼働状況は高まっております。マクロ的な需給ギャップは、そういう意味で需要超過状態で推移していると認識しております。

御指摘の消費者物価指数でありますけれども、その前年比は、原油価格の反落などの影響から目先ゼロ近傍で推移すると見られます。記者会見で申し上げたとおりでございますが、より長い目で見ますと、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中、プラス基調を続けていくと予想されるところでございます。

このように、景気の拡大が続く下で物価は上昇基調にあり、昨年三月の量的緩和と政策の解除は適切なものであったと考えております。

○大久保勉君 フォワードルッキングということも重要なんです。温故知新という言葉もありまして、過去にどういふ議論があったかということと整理してみました。

過去に金融緩和と継続の約束、これは二〇三年十月十日以降に約束をするということで明示しました。どういふ条件だったか金融緩和を解除できるか。一つは、CPIの前年比上昇率が基調的な動きとしてゼロ以上である、これはいいんです。二番目は、CPI、つまり消費者物価指数の前年比上昇率が先行き再びマイナスとなることが見込まれないこと、こういう状況だったか金融緩和を解除してもよろしいですと。

三月はそういうことでやったんですが、残念ながら昨年三月、もし今年、三十日に発表されましたら、今年の二月もマイナスということで約束と違う結果になってしまうんです。このことに関して総裁はどういふふうな御認識かということをお尋ねしたいと思っております。

○参考人(福井俊彦君) 量的緩和と政策を解除いたしましたのは昨年の三月でございます。そのちょうど一年前、二〇一五年の四月からペイオフ完全解禁が実行され、それがスムーズに推移したということで、金融システムの健全性回復がまず確認されました。それと並行して、実体経済の動きを見ておきますと、先ほど申し上げましたとおり、生産、所得、支出の好循環のメカニズムが前向きに作動するようになったことが確認されました。

それに伴いまして、物価の基礎を成す状況も次第に基盤がしつかりしてきたと、こういうふうな状況に国民の皆様方にお約束しましたCPIが安定的にプラス、ゼロ以上となるまで、諸条件が確認されてもお安全を期して、CPIが安定的にゼロ以上となるまで量的緩和と政策は続けると、この約束の下に、私どもとしてはかなり粘り強く量的緩和と政策を続け、最終的に昨年の三月、当時利用可能であったCPIが安定的にゼロ%以上になったという判断で実施したものでございまして、その後、昨年八月に消費者物価指数の基準改定がございまして、指数の上ではさかのぼった改定ということで数字の下方修正が行われましたけれども、この新しい数字を見ましても、ならしてみれば、その後、安定的にプラス基調でCPIは推移しているということでございます。先行きにつきましては、今申し上げたとおりでございます。

目先、原油価格の反落などから消費者物価の前年比がゼロ近傍で推移すると見られますけれども、より長い目で見ればプラス基調で推移していくと予測されるところでございます。

したがって、量的緩和と政策を解除したことと、その後の消費者物価指数の動向は全く矛盾するものではないというふうな考え方をしております。

○大久保勉君 分かりました。

○参考人(福井俊彦君) そのまずベースとして経

済が順調に回復ないし拡大過程を続け、息の長い成長が続くという確信があること、そして、その下で物価の基礎を成す基盤、需給を始め物価を形成する基盤がしつかりしてきているということが十分確認された上で、御指摘のようなことだというふうな思いです。

○大久保勉君 続きまして、二月の利上げが適切であったかということに関して質問します。

日本銀行としましては、物価安定の理解として、コアCPIがゼロ%から二%の間で推移するということが前提になっております。もし二月、場合によっては三月のCPIがマイナスに転じましたら、いわゆるゼロ%と二%の範囲を超えてしまいますから、組織として何らかの説明責任が必要だと思っております。このことに関して御質問します。

○参考人(福井俊彦君) 今御指摘になられましたゼロ%から二%というレンジ、数字的な表現で示しました日本銀行政策委員会のメンバーの物価安定の理解というのは、昨年の三月に量的緩和と政策を解除したときの新しい金融政策運営の枠組みの重要な一環として明らかにしたものでございまして、これはあくまでも中長期的な物価安定の理解ということでありまして、短期的に、何といいますが、数字の範囲内に強くこだわるものではないと。そういう意味では、金融政策のフレキシビリティを強く縛るものではないというふうな当初から明らかにしているところでございます。

今御説明申し上げましたとおり、当面、CPIは前年比ゼロ近傍で推移する可能性があると見られますけれども、より重要なのは、長い目で見て物価の基調的な動きはどうかということでございます。

そういうふうに見ますと、日本経済、緩やかな拡大を続けていく、息の長い拡大を続ける蓋然性が高いと。その下で、マクロ的な需給ギャップが需要超過方向で推移していく中においては、基調としてCPIは上昇していくと判断いたしております。

ます。そういうふうを考えますと、こうした消費者物価の基調的な動きは、中長期的な物価安定の理解で示した考え方に沿ったものだ、外れたものではないというふうに考えております。

○大久保勉君 分かりました。考え方は分かりました。

よくインフレーターゲティングというのがありますが、日銀としては、インフレーターゲティングではなくて、インフレの参照値とかより幅が広いということをおっしゃってゼロから二%と理解しておりますが、場合によってはゼロから二%も超えてもいいんだということですね。もう一度確認します。

○参考人(福井俊彦君) 中長期的にゼロから二%ということを物価安定の理解としておりますので、安易にこの範囲を踏み出してもいいというふうに考えているわけではありません。

しかし、長い目で見て、物価がこの範囲内に収められていくということは十分確認しながら金融政策をやっていくべきでない。しかし同時に、数字に縛られ過ぎて金融政策の機動性、弾力性を欠かせることは日本経済にマイナスの影響を与えるだろうと、こういうふうな理解でございます。

今委員が御指摘のとおりで、おおむね私どもの考え方に合っているのではないかとこのように思っています。

○大久保勉君 続きまして、先週発表されました公示地価で、全国平均で、住宅地が前年比〇・一%、商業地で二・三%の上昇となりまして、バブル崩壊前の一九九一年以来十六年ぶりの上昇に転じております。このことに対する評価はどうかということをお聞きしたいと思います。

特に、東京、名古屋、福岡など、地方中核都市など三割、四割の地価の上昇が見られております。これは、バブル発生の際として総裁の任期中の利上げの頻度に影響するかどうかお聞きしたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 先週発表されました公示

地価、私どももつづきにこれを検討させていただきました。

御指摘のとおり、全国平均で、住宅地が前年比〇・一%、商業地が二・三%の上昇ということで、バブル崩壊前の一九九一年以来十六年ぶりの上昇ということでございます。特に、東京、名古屋、福岡など中核的な都市における地価の上昇が際立っていたということも私も重要な事項だということに思っております。

ただ、この数字を見ましても、最近の土地の値段、地価の持ち直しの動きにつきましては、なお基本的には、経済の先行きに対する見方が好転し、土地を利用した事業が生み出す収益に対する人々の期待が高まってきていることを反映している、基本的にはそういう範囲内の動きだということに考えております。

しかし、おっしゃいましたとおり、大都市を中心に持ち直し傾向がかなり鮮明だという点は私どもにもかなり強い印象を持って受け止めておりまして、全体として地価の行き過ぎた上昇につながる心配はないかどうかという点はこれからも注意深く見ていきたい、目下のところはそうした行き過ぎを懸念する状況にはまだ至っていないということに見えています。

資産価格の動向は、委員もいつも御指摘いただいているとおり、企業や家計のマイナスイメージはバランスシートの変化などを通じてその支出行動に影響を及ぼし得るものでございます。最終的には実体経済にやはり影響を及ぼしてくるというところでございます。そういう意味で、資産価格の動向につきましては、今後とも日本銀行としては注意深く見ていきたいというふうに思っております。

○大久保勉君 最後の重要な質問が答えていらっしゃらないんですが、資産価格が上昇したら、じゃ、任期一年の間に利上げの頻度が上がるかと思いませんか、このことに関して質問したいと思っております。もう一度お願いします。

○参考人(福井俊彦君) 今後の経済・物価情勢を

丹念に見極めながら、私どもは、当面、極めて低い金利水準を軸として金融緩和環境を維持すると、今後の経済・物価情勢を丹念に点検しながら、経済が好ましい動きを続けていくということであれば徐々に金利水準の調整を進めていく、こういう基本的な考えに変わりはございません。地価の動向がこうした私どもの金融政策に影響を及ぼすかどうかは、この先地価が更に上昇し、先ほども申し上げましたとおり、企業や家計の行動の変化を通じて実体経済そのものにどういう影響を及ぼしていくか、そこを十分吟味しながら判断していきたいというふうに思っております。今のところ、地価が上がるれば必ず金利の引上げの回数が増えるというふうに機械的には判断いたしておりません。

○大久保勉君 分かりました。よく分かりました。

一つ面白いレポートがあったので御紹介したいと思います。これは有力投資銀行のレポートなんですが、三割から四割と高い上昇率を示している地価もありますが、実際そうだったところといえますのは、住宅地で約〇・二%、商業地で三%、こういったところが三割、四割上昇しているんです。そこで平均値を押し上げておまして、残りの九九%以上のところは値下がりしているか若しくはほとんどゼロという状況であるということなんです。

ですから、都心の地価上昇が三割、四割上がったというからといって利上げをしたら、場合によつては地方経済に対して大きなマイナスになりまして、地域間格差を拡大させてしまうおそれもあると私は思っております。

この辺りに関しまして福井総裁の御意見はございますか。もしあればお願いします。

○参考人(福井俊彦君) この公示地価の数字を拝見するもう前から、今回の景気の拡大は国内の構造調整の進捗と世界経済の拡大を背景とするものでございますために、世界経済との結び付きが強く、過剰債務などの構造的な問題に早めに対応

を付けた大企業の業績改善が目立っていると。それと対照的に、地域の企業あるいは中小企業などはそこまでの景気拡大の実感はなく、そうした中小企業が多く立地している地方においては景況感がばらつきが見られる。今回の地価の回復も地方において遅れぎみとなっているということ、こうした経済の構造変化、そして世界経済との連関の度合いの濃淡ということをやはり同じように反映しているというふうに思っています。

私ども、金融政策の運営に当たりましては、地域間で景況感のばらつきが見られているということとは十分念頭に置きながら進めているわけでございまして、今後とも、同様にそういう配慮を十分加えながらやっていきたいというふうに思っています。

○大久保勉君 先ほどのCPIの数字に戻りまして、地価が上がったとしても、実際調べましたら家賃は上昇していないということなんです。つまり、土地が上がりまして家賃が上がっていませんからCPIは押し上げをしないと、一方で携帯電話等が値下がりしておりますCPIの下振れ要因になっていると、こういった事情もあると聞いております。

そこで質問ですが、展望レポートの物価見通しでは、〇六年度が〇・三%、そして〇七年度が〇・五%ということでございます。二月、三月のCPIがマイナスになる可能性もあるとしましたら、非常にこの数字は高いと思います。この数字を、展望レポートの数字を見直すということはどうですか。この点に関して御質問します。

○参考人(福井俊彦君) 足下までの物価の動きは今御指摘のとおりでございます。今後、私どもは経済が順調に、緩やかであっても順調に拡大を続けていく、息の長い成長を続けていくということであれば物価の基盤はより固まってく、消費者物価指数についてもより長い目で見れば上昇基調をたどっていくだろう、こういうふうに見えております。

それが具体的にどういう姿になるか、ちようど

来月の月末の政策決定会合で展望レポートを新しく検討して発表することになっています。今度は二〇〇七年度と明年度二〇〇八年度まで足を伸ばして展望したいと思っております。その中で明確に私どもの見通しを新しくお示ししたいというふうに思っています。

○大久保勉君 続きまして、国会とも関係ありますが、昨年貸金業法の改正が行われましてグレーゾーン金利が撤廃されました。このことが経済にどのような影響を与えているか非常に興味があるところなんです。是非、日銀総裁の御所見を聞きたいと思っています。

私は過払い請求に対する多額の引当金が増えることによりまして消費者金融業者の経営の悪化、そこに貸し込んでいます地方銀行等の不良債権増加という要因があると思います。また、金利引下げによりまして消費者金融の貸手サイドの供給不足が発生して個人消費の低迷ということも考えられるんじゃないかと思えます。さらには、特に地方経済におきましては、中小の消費者金融業者が廃業することによりまして直接地方経済に影響すると、このように様々な道筋がございまして景気が悪化する、このことに対して私が言ったような道筋の可能性、二番は経済への影響の度合い、どのくらい影響があるか、そして三番は取るべき対策に対して日本銀行福井総裁の御所見を伺いたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 昨年の貸金業法の改正につきましては、この国会における議論の経過、そして最終的な結論、私どももよく勉強をさせていただきました。貸金業によるこの消費者関連金融の分野において、業者と利用者との間の情報あるいは交渉力の格差が大きいというふうなことを踏まえて、前国会の結論としては参入規制、行為規制あるいは上限金利の見直しなど制度全般について見直しが行われたというふうに理解しています。つまり、取引の健全化を主たる目的としてこういう措置がとられたというふうに理解しています。しかも、安全を見計らって、昨年十二月を

起点といたしますと、そこからおおむね三年間を掛けて段階的に実施していくと、こういうふうになっているというふうな承知しております。この措置の影響はいい面も、それからもしかして悪い影響があるとしてもこれから三年間掛けて次第にそれが具体的に出てくるだろうと。私どもはこの法律の趣旨とする取引が健全化するといういい面がより強く実際に出てくることを期待しています。

グレーゾーン金利というのは非常にどういう役割を果たしていたか、専門家がごらんになっても十分分析し切れないところがあります。人によつてはこれによって実勢金利というものが実現していたんで、ある意味では取引が円滑になっていた部分もあるんじゃないかという論者もいらつしています。今後、実際の法律が具体的に施行されていく過程において、取引の健全化が図られる部分と、もしかして何がしかのそういう欠点が出てくる部分と両方あるかもしれないけれども、私どもは法律を理解しています限り、取引の健全化が進められる可能性の方が強いというふうに思っております。私どもは、こうした消費者関連金融の分野は今後健全に拡大していくべき、それが日本経済の今後の発展のために重要な要素だと考えておりますので、中央銀行の立場からこれは客観的、冷静にウオッチさせていただきたいというふうに思っています。十分モニターしてまいりますつもりでございます。

○大久保勉君 分かりました。

続きまして、非常にマニアックな質問なんです。日本経済におけるNAIRU、これは日本経済において失業率がどのくらいまで下がってくるかと持続的な物価上昇が発生するか。この数字はどのくらいとお考えでしょう。

○参考人(福井俊彦君) 物価の上昇が加速しない失業率、いわゆるNAIRUと、私ども最も強い関心を持っておりますところのお尋ねをいただいたわけでございます。つまり、日本の失業率は四％程度というところまで下がってまいりました。

た。この先どれぐらい下がったその時点以降、物価上昇率が加速する、そういうターニングポイントがどこかということは金融政策運営上も、今後の金融政策運営上、非常に重要な関心事項でございます。

種々のシミュレーションをやっておりますけれども、九〇年代以降、日本の労働市場の構造変化というのは非常に激しいでございます。単にその需給がタイトになってきているといいますが、その中で様々な、企業の需要とそれから働く方の需要とのマッチングが従来と違ってかなり構造的な変化を遂げてきておりますので、単純なシミュレーションではなかなかそのターニングポイントを数字的に今の段階で正確に浮かび上がらせることは難しいなというふうに思っています。

しかし、なおその努力はこれからも続けていく。ただ、実際の経済、物価、あるいは労働市場における需給の変化、あるいは賃金の変化等を今後とも丹念に追っ掛けながら、ある時点以降、そういうインフレ率に対して屈折的な影響を与えかねない失業率の水準というものを探り当てる努力はしていきたいというふうに考えています。

○大久保勉君 ということは、具体的な数字はおっしゃることはできないということですね。

○参考人(福井俊彦君) 日本経済に申し上げます、今のところは、大変申し訳ないんですけども、明確にこの辺だということを申し上げられる状況に分析が達しております。

○大久保勉君 分かりました。

じゃ、マニアックな質問が続きましたので、ちよつと今度は面白い質問をします。金利の利上げで一番影響を受けたのがいわゆる円キャリーファンドです。世界最大の円キャリーファンドと云われています。外為特会に関する質問です。

外為特会は日米の金利差を利用して利益を上げ、そのうちの半分が一般会計に繰り入れられています。その結果、国債の発行金額が二十五兆円を割ったと、そういうことで財政に極めて大きな貢献をしております。

そこで質問なんです。このことは、もし金利を上げましたら来年度の繰入金金が減ります。ですから、政府と日銀の共有すべき認識課題の中に、もし日銀が金利を上げたら即座に外為特会のコストが上昇して剰余金が減る、一般会計に来年度影響すると、こういった認識は日本銀行と政府の間で共有されているか、このことに関して福井総裁にお尋ねし、その後、尾身大臣に質問したいと思います。

○参考人(福井俊彦君) 財政の状況と金融の状況とは金利を接点として相互に影響を与え得るものだと、しかし、そういうダイナミックなプロセスを通じて日本経済全体のより良い発展につながる姿を模索しながらいい政策結果に結び付けていく、これが政府と日本銀行の共同作業のポイントだというふうに思っています。日本銀行の目から見まして、外為会計ということだけではなくて、財政再建全般が日本経済の将来にわたって非常に重要と、日本経済が将来にわたって持続的な成長を遂げていく上で非常に重要な課題の一つだというふうに思っています。

ただ、この役割分担から申し上げれば、金融政策というのはあくまで経済、物価全体の動きを丹念に点検した上で、物価安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すると。私どものふだん使っております言葉で言えば、息の長い成長を続けていくということを目的として実施するものでございます。そういうふうには、私どもの金融政策がよろしきを得て経済、物価環境の安定が図られるならば、日本経済の持つ潜在力が余すことなく発揮されるということにつながるわけでありまして、それは最終的に財政再建にとりましても良い結果をもたらす。そうした基本的な考え方は政府と私どもとの間でしっかりと共有されているというふうに考えております。

○国務大臣(尾身幸次君) 日銀のこの政策金利の引上げによりまして政府短期証券の金利が上昇すれば、この政府短期証券の利払いの増加を通じて外為特会の剰余金に影響があることはおつ

しゃるとおりでございます。ただ、金融政策はこのような個別の歳入項目への直接の影響を勘案して判断をされるものではなく、日銀において経済、物価全体を総合的に考慮した上で判断されるべきものであると考えております。その上で具体的な金利をどうするかということにつきましては日銀にこの判断をゆだねておりまして、政府としてコメントする立場にはないというのが私どもの考えであります。

もとより、私どもと日銀の間では日ごろより様々な機会をとらえて十分な意思疎通を図っておりまして、私どもは物価安定の下での持続的成長を実現することについて金融政策の面からそういう対応をしてほしいと、こういうことを申し上げておりますが、個々の具体的な金利水準の決定等については日銀にゆだねているということでございます。もとより、財政健全化は重要な政策課題でございますので、今後とも全力で取り組んでいくことにしております。

政府短期証券、約百兆円と言われておりますが、これは利払いがあるわけでございまして、仮に、百兆円でありまして、全体として一%の利払いがあれば一兆円という数字になることはこれはもう計算をすれば分かるわけでございますが、私どもとしては先ほど申しましたような考え方で対応しているということでございます。

○大久保勉君 分かりました。是非とも、日本銀行の独立性を考慮して適切にお願いいたします。

では続きまして、三月二十日の記者会見の中で、いろいろ読んでいましたら、約四分の一くらい質疑されている大きな項目がありまして、これは何かといいましたら、NHKの推測記事が若しくは誤報が分かりませんが、ここに関する質問です。

記者会見で、ある記者が、議案提出前に報道が流れていたとすれば事実の裏付けがない報道で、極端に言えば誤報だと、つまりNHKのテロップは誤報だということに対して、福井総裁は、誤報という言葉を使うわけにはいかない。

事実関係を整理すると、私が事実関係を整理しますと、議案提示は午後一時少し前で、それより前の零時四十三分にNHKは、日銀総裁金利引上げを提案、続いて四十四分に、先ほど福井総裁が追加的な金利の引上げを提案し、金利の引上げが決まる見通しと報道しています。一方、NHKはすべての取材による確実な情報に基づいて行われたと主張しております。両者がかみ合っていない。

そこで、総裁が誤報と断定できないのは、NHKの主張を全面否定することができないからと理解してよろしいでしょうか。つまり、日銀サイドも何か、まあやましいことがあると、若しくは政府部門で何かやましいことがあるということなんでしょうか、御質問します。

○参考人(福井俊彦君) これは前々回、つまり二月二十一日の政策決定会合時におけるNHK報道をめぐる御指摘だということふうに思います。

私どもの方から明確に申し上げられますことは、日本銀行の出席者については報道が流れるまでの間外部と接触した者は一切いなかったと、これを確認しているということでもあります。もう一つは、政府から御出席いただいている方々につきましても、外部と接触した者はいらつしやなかったというふうに向っています。そして三つ目には、今御指摘のとおり、NHKの報道は、議長つまり私自身が金融市場調節方針について提案を行う前の段階の報道であったと、この三つは明確に申し上げられます。

この三つからして、私は、NHKの報道は憶測に基づくものではないかという感じを申し上げているわけですね。と同時に、こうした報道が行われることは市場に対して擾乱的な影響を及ぼす可能性があると、あるいは現に及ぼしているかもしれないということでもあります。極めて好ましくないとこのふうに日本銀行では判断しています。私ども、広報の担当からNHKに対してそうした問題意識は明確にお伝えしてございます。ただ、誤報ではないかという記者の御質問に対して、

して、私は誤報という言葉を使っているかどうか少し迷いましたのは、私が持っている、私どもが持っている材料は今申し上げたことがすべてでございますが、NHKの報道がどのような根拠に基づいて行われたものかどうかということが全く私どもは分からないわけでございます。したがって、誤報と決め付けるといふだけの材料を私どもの方にはないわけであって、先方の方の材料が全く分からない以上、そういう言葉を使うことは適当でないのではないかというふうに思っています。

○大久保勉君 非常にあいまいもこととしておりまして、事実を確認します。三月二十日に当委員会で私どもが質問して、幾つかのやり取りがありました。議事録を読みまして整理をしたいと思っております。

零時三十分過ぎに政策決定会合の小休止がありました。ここは政策決定会合室から出てトイレとに行くことはできました。ところが、日銀の皆さんは自室に戻ってメール若しくは電話を掛けることはできなかった、それは調査済みであるという事実です。零時四十三分にNHKの第一報がございまして、一時少し前、この少し前の意味は恐らくは零時五十分台の後半じゃないかと私は推測しますが、発言は一時少し前、福井総裁の金融市場調節方針の提案があります。こちらの議事録を見て類推しますと、政府委員がそれに対して中断要請を行っております。恐らくは一時ぐらいいしう。その後、財務省、内閣府の政府委員が控え室に行き、本庁と連絡を取り合っています。一時台です。その後一時三十分総裁提案の議事に関する採決のための中断、こういうふうには整理しました。これはすべて新聞、この委員会議事録等を整理した内容です。これに対して、福井総裁、これで間違いないでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 間違いないと思っております。○大久保勉君 じゃ次に、整理しますと、可能性は四つしかないと思うんです。一つは、日銀関係者から情報が漏れた、一番。二番、政府委員から情報が漏れた。三番、NHKの報道は根拠のない誤報、虚偽報道。四番、政策決定会合室及びその周辺施設が十分機密保持を行うに足り得ないものであったと。要は盗聴器等もあつた可能性がある。まず、日銀に関係ありますのは一番と四番です。ここに関して自信を持って日銀は関係ないと言えまして、福井総裁に確認します。

○参考人(福井俊彦君) 日本銀行の関係者が外部と接触したことはないということは確信を持って申し上げることが出来ます。また、政府の出席者につきましてもそういうことはなかったというふうに向っております。

それから、今追加的にお尋ねがありました、決定会合の会議室及びその隣接する区域でありますけれども、極めて隣接する区域というのは限られております。議会の場であれですけれども、本当にお手洗に行くぐらいの何といひますか距離感覚というふうには御理解いただいていると思っております。それから、機密保持の点で申し上げますと、会議室及びこの隣接区域周辺には関係者以外は一切近寄ることができません。新聞記者を含め近寄ることができません。それから、盗聴装置等につきましては毎回きちんとチェックいたしております。

○大久保勉君 分かりました。私が質問したのは一番と四番です。二番に関して、政府委員からの情報が漏れた、これに関してはこの委員会が議論したらいと思っておりますから、そこに関してもう少し吟味したいと思っております。

まず、三月二十日、山口理事の発言としまして、日銀政策決定会合室への携帯電話の持込みと休憩中に自室に戻ることは日銀職員は禁止されていると。つまり、日銀職員は携帯を持っていませんが、政府委員二人は持つことができるということですね。政府委員の一人は、これは浜野内閣府審議官が委員会に出席されて、十二時半以降携帯電話は使っていない、また、一時少し前に福井総裁

の議事提案があり、中断を求めて、議長の了解を求めて経済財政担当大臣に連絡を行ったと。ここまではこの委員会でもチェックされました。もう一人の政府委員を通じて、零時四十三分前に、恐らく中断があった零時三十分過ぎ、小休憩中に何らかの方法でだれかがNHKの裏付けの全くない報道、すなわち誤報、NHKが誤報しているか、いずれかだと思ふんです。つまり、もう一人の政府委員が携帯を使った可能性があるか、若しくはNHKが誤報かです。

このことに関しまして、前者に関しましては尾身大臣に前回の委員会では是非確認をしてくださいと私はお願いしましたが、問題あるとは聞いておりません。ですから、結論的にはもうNHKの誤報しかないとは私は考えていますが、福井総裁、是非ともこのことに対して答弁をお願いします。もし誤報じゃなくて推測だということでしたら、福井総裁は、もしかしたら日銀職員とか設備に関しては問題ないけど、それ以外の自分がコントロールできないところに関して疑わしき部分があると言っているのと同じですから、もう誤報と言ってください。

また、尾身大臣は、何かコメントがございましたらお願いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 私が担当の者に聞きましたところ、三月二十日にも政府参考人からお答えをいたしました。十二時四十分過ぎに休憩に入りました。そのときに、政府参考人よりお答えしましたとおり、この政府側の控室に戻った田中副大臣が休憩に入っているという話があった。その随行者が本省の担当課長に休憩に入っているという連絡をいたしました。そしたら、その本省の担当課長が、今NHKで放送やっているよという話があった。慌ててその日銀にいる控室でテレビをつけたら、そのNHKの放送が行われている最中であったと、こういうことでございまして、したがって、私どもの方から情報漏えいがあったという事実は、このタイミングの問題、今の経緯から見ても明らかであるというふうに思っております。

す。

誤報、誤報という、何とか表現がございしますが、どういう報道をしたか、ちよつと私もテレビを見ておりませんから、確かに、その十二時四十三分に日銀が利上げを決めたというのは誤報、決めたというふうな過去形で言ったら誤報だと思ひますが、まあこれは報道機関でありますから、そういう何らかの確信を持ってそういう報道をする、結果として利上げを決めたわけでありまして、これを誤報という表現にするのはどうかというふうには感じております。

○大久保勉君 問題意識を正確にするために、空白の十分があるということをお伝えします。

つまり、小休憩は零時三十分過ぎです。まず福井総裁、小休憩は零時三十分過ぎから何分ほどあったんですか。もし記憶がございましたらお尋ねします。

○参考人(福井俊彦君) 正確に覚えていませんが、十分弱ではなかったかと思ひます。はい。

○大久保勉君 ということは、四十三分、四十四分の報道でしたらちよつと矛盾するかなと思ひたんですが、この辺りは責任ある立場の方がおっしゃっていますから、もうこれ以上追及しませんが、よく考えたら何かおかしいと思ふんですかね。

ですから、私は、もう報道機関がこういう情報流すこと自身がおかしいんですよ。マーケットを守っていくこととしては、若しくは国民の信任を守っていくためには、是非とも疑わしい情報は流さない、流したら誤報ということできっちりクレームを付けるべきだと思ふんです。是非、福井総裁の御所見及び何かNHKに対する思ひがございましたら、聞きたいと思ひます。

○参考人(福井俊彦君) 重ねて申し上げておりますけれども、マーケットとの関係を考えますと、極めて好ましくない報道だと私も強く感じております。

誤報という言葉を使えという御指示でございまして、私は、NHKが一体どういう根拠に

基づいてこういう報道をしたのか全く分からない状況で、誤報という言葉はかなり決め付ける言葉です。本当にそういう言葉を使っているかどうか。何がしかNHKの取材の根拠が分かっているれば、堂々とそういう言葉を使わせていただきます。

○大久保勉君 なぜ誤報とおっしゃらないんですか。つまり根拠がNHKがあるとしたら、もう零時三十分から零時四十分の間に何かあったんでしょう。その場合に、自室に戻った人が実際にいたのか、携帯が使われたのか、盗聴器かと、その辺りもう少し調べてください。私は、そういうことはもうここで議論するよりも、実際それはあり得ないと思ひますから、誤報と言った方がいいんじゃないですか。

○参考人(福井俊彦君) 明確に申し上げておりますとおり、自室に戻った外部と連絡した者は一切いないと。それから、私が提案をする前の報道であったと、ここまで申し上げているわけでありまして、それを誤報と言うかどうか、本人の価値判断の問題です。私は、報道機関の取材源の秘密という大きな壁の前であって誤報という言葉、あえて使わないというふうな申し上げているだけでございます。

○大久保勉君 そうですか。日銀さんはつまり事実に基づかないような報道に関しては非常に寛容だと思ひます。

といいますのは、この報道によりまして短期市場は相当動いているんです。大混乱です。これを見た海外及び国内の市場関係者は非常に失望しております。こういった東京市場が本当に世界の中で生き残っているのか、私は心配なんです。

そこで、金融担当大臣に確認したいと思ひます。公正で信頼される金融市場をつくることは、大臣の目指します東京市場シティー構想にとり重要であると私は信じております。証取法上、相場操縦、風説の流布、その他の不正、不公正取引は、政府、日銀、公共放送を含めて何人も禁止されているはずなんです。

じゃ、次に、未然に防ぐような措置をすべきか、これは法律にはないと思ひますが、公共機関、政府はモラルオブリゲーションとしましてこういったことをすべきだと私は理解しておりますが、大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘のとおり、証券取引法の不正、不公正取引等の禁止に係る規定は、何人でありましても守らなければならない規定でございます。国家公務員や日銀職員、放送事業者の職員であつても例外ではございません。また、我が国の金融・資本市場の国際的な競争力強化のためには、内外の投資家が安心して投資できる市場となるよう、市場参加者がルールを遵守することが何より重要であつてと考えております。

経済にとりまして最重要価値情報である日銀のこうした情報に関しましては、揣摩推測が渦巻くということが当然あり得ることではございませんが、現実に揣摩推測が渦巻く市場というのは極めて混乱する不健全な市場でございます。その意味におきましては、市場に秩序、そしてこういった情報に対する冷静な受け止め、その厳粛な受け止めのルールというものが確立されることが何より大事でございまして、それがあつかないかの判断というのは、先ほど申し上げました国際市場における東京市場の大きな価値に反映されるということでございますので、我々もこれは注目してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○大久保勉君 NHKというのは公共放送ですから、やはりマスコミの中でも一段と厳しく自主規制が必要で、若しくは公共性が必要な機関なんですね。ですから、このことに関して私は非常に危惧しています。

じゃ、もし取材源が秘匿でしたら、ある人が意図的に相場操縦をしたいということで情報を流してそれが報道された場合に、これはもう証券業法違反ですよ。インサイダーの意図があつてNHKとか報道機関に流して、それで相場を動かすと、利益を上げると、こういったことも可能なんです。だから、それを未然に防ぐ必要があると思ふ

んです。ですからこれは、日本銀行、政府にも、是非ともこのことを御認識してもらいたいと思うんです。福井総裁、御所見がございましたら。

○参考人(福井俊彦君) 強く認識いたしております。

○大久保勉君 尾身大臣、是非ともしつかりと受け止めてほしいと思います。もし御所見がございましたら。

○国務大臣(尾身幸次君) 今までもそうでありましたが、私どもも秘密の保持についてはきちっと守っていきたいと思っております。

○大久保勉君 時間の方がたちましたので最後に、大分残っています、一点だけ質問したいと思っております。

政府資産に関しまして、これは昨年の三月に当委員会が質問した内容です。国有林野事業特別会計が所有しております東陽住宅、西ヶ原住宅、三番町住宅の処分計画に関して質問しました。そのときは六月をめぐって決定しますということを開いておりましたが、あれから一年たった現状はどうでしょう。このことに関して農水省に質問します。

○政府参考人(島田泰助君) 国有林野事業特別会計が管理いたしております東陽住宅、また農林水産省が管理いたしております三番町住宅、西ヶ原住宅につきましては、他の公務員宿舍とともに国家公務員宿舍の移転・跡地利用に関する有識者会議におきまして議論をいただきまして、昨年の六月に東京二十三区内に所在する国家公務員宿舍の移転・再配置と跡地利用に関する報告書が取りまとめられまして、その試案として、東陽住宅につきましては平成二十年度、三番町住宅及び西ヶ原宿舍につきましては平成十九年度の廃止対象宿舍とされているところでございます。これを受けまして、三番町住宅及び西ヶ原宿舍につきましては、今後財務省に引き継ぐことを予定しているところでございます。また、東陽住宅につきましては、この報告書を踏まえまして適切に検討してまいる所存でございます。

○大久保勉君 ここね、廃止ということで、よく聞いてみましたら廃止の方向性ということ、私は、国の資産を有効活用すると、若しくはバランスシートを小さくしようということで廃止イコール売却と思いましたが、よくよく聞いてみたら、まだ、廃止は決まったがどのよう活用するか売却を含めて決まっていなくて、なんですよ。ですから、マスコミとか若しくは私も国会の方で関心がなくなった段階で、ほとぼりが冷めたころ何もしないという状況が起らないように危惧しております。是非とも、これは財務省としてはきっちり管理してほしいと思いま

す。もう時間が過ぎましたので、このことを申し上げまして、私の質問は終わります。

○峰崎直樹君 それでは、日興コーポリアル問題をずっと追及してまいりまして、またかと思われるんですが、恐らく今年度最後の質問になると思っております。この問題について一応のけじめも付けておきたいというふうに思っております。そうした中で、お手元の資料をお配りしてありますが、日野特別調査委員長、たしか二月二十二日にこの委員会にも呼びました。その日野委員長に今日も参考人に来ていただきたいということをお願いいたしましたところ、残念ながら、今日は千葉の方に出張されていて三時以降でないと来れないということで、誠に残念なんです。私がその資料を、日野元金融庁長官が日経新聞の日経ビジネスオンラインというところの言ってみればレポートが手に入りましたので、それを全部、全文資料としてお渡しをしております。

この中に記載されている中身というのは、非常になかなか意味のあると思います。重みのあることをしゃべっておられますし、元金融庁長官という、初代の金融庁長官ということなんで、また金融庁の中身もよく御存じの上での発言だろうと思ひまして、是非きちんと答えていただければなというふうに思っております。

そこで、この日経ビジネスの資料、これは初代金融庁長官日野正晴氏に日興騒動の本質を聞いた

ということでございます。でも、なかなかこの日興騒動の本質というのは、私もまだに何でこんな粉飾決算事件が起きたのかということについて十分つかめておられないんです。確かに、粉飾決算をする意図は個人的な経営者のいわゆる利己的な利益じゃないかというのが一番今のところ分かっていることなんです。それ以上なかなか分かりません。金融担当大臣、後でもし、この日興騒動がなぜこんな問題が起きたのかということ御所見があればお聞きしたいというふうに思います。

そこで最初に、一番目の質問なんです。これが、このいわゆる質疑の中で、東京証券取引所、これは実は、前回この委員会に来ていただきました西室社長からお話を聞いたわけでありまして、けれども、本来これは東証の社長に聞かなきゃいけないのかなと思っておりますけれども、残念ながら今日お呼びしておりますし、どうやら今日で社長さん交代になるような話が出ておりましたので、言ってみればそういうことだと思っております。お呼びすることはいかかかなと思つて実はお呼びしております。

その中で、このインタビューの中で日野さん、こういうふうにおっしゃっておられますね。そのずつと不正行為が組織的、意図的とまでは言えないという東証の判断と調査委員会の判断が矛盾してますねということ指摘をされたんですが、その後で、この日経ビジネスの谷川さんという方が、東証も旧経営陣の不正関与を調査したようですと、その結果、グレーだと言わしきは罰せずと、こういう問いに対して日野元長官は、調べが不十分だったら疑わしきになってしまうんですよ。もっとも、東証には強制捜査権限がないから調査に限界があったのかも知れませんが、調査権限があるところはどこなんでしょう。我々もすぐ検査はどういうふうに動いたんだろうか、証券取引等監視委員会はどうだったんだろうかと、この点についても随分質問させていただきまして、その意味で、そこに、東証としても今後は自ら

しっかりと調査できる能力を身に付けたいといけませんねと、持株会社をつくって云々というのはそこに続きますが、これまでの東証の処分は、金融庁や証券取引等監視委員会の事実認定の上に乗ったものですよねと、過去に東証が独自に調べて処分を下した例は何かありますかと、こういう御指摘を受けて、そんなものないだろうと、こうおっしゃっているんですけれども、こういうふうな指摘をしておられることについて、これは東証の在り方についてむしろもうちょっと頑張れよと、こういう声なんだろうと思ひますが、金融担当大臣、こういう御指摘に対してはどのようにお考えなんですか。

○国務大臣(山本有二君) 一般論として申し上げれば、証券取引所が個別の上場銘柄に係る上場の取扱いを決定するに当たりましては、当該銘柄の状況等につきまして上場会社に必要の照会を行うなどした上で、取引所規則に照らして証券取引所自らの判断として結論を出されているものでございます。そういうこともありますし、また二月二十七日、訂正有価証券報告書等の内容に関しまして、西室社長さんが、多数の資料提供を受けまして、また関係者への詳しいヒアリングを行い、厳正かつ中立的に慎重な検討を重ねた上で本日の結論に至ったと、こうコメントされておられるわけでございます。東証は独自の調査権限あるいは調査能力でこうした結論に導いておられると私の方は信じておるところでございます。

○峰崎直樹君 ということは、東京証券取引所はよくやっておるということで、日野元長官の認識とはちよつとやや違うようなんですが、ここはそれほど追及いたしません。次に書いてあることは非常に重要なことなんですよ。日野元長官、もう本当にここにいていただければ、御本人から指摘していただきたらいいと思うんですが、資料見ていただきたらいいんです。

今回の東証の判断にも同様のことが言えますかと言つたら、分かりませんと、まあそこはちよつとあいまいにしてですね。ただ、ここから先なん

です。日興問題は立派な刑事事件になり得るものですが金融庁はあえて刑事告発をしなかった、ずつとちよつと間を抜きますけれども、過去に不祥事で上場廃止になった西武鉄道やカネボウなど、一般事業会社と違ってマーケットに直接参加している証券会社の親会社ですからね、これはもう本場に私どもが言いたいことをずばつとおつしやっているんですよ。これ刑事事件にならなかつたのかと。もう日野元金融庁長官は、いやもう立派にこれは刑事事件にできますよと、こうおつしやっているんですよ。

改めて、金融担当大臣、どうこの発言をお聞きになったんでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 本件につきましては、監視委員会の態度は、発行開示書類に係る正しい情報を市場に極力早く提供すべく迅速に処理を行う観点から課徴金事案として調査を行ったと承知しております。

こうした観点からして、また個別の事案について刑事告発を行うか否かの判断につきましては、金融担当大臣から独立して職権を行う監視委員会において行われるものでございまして、私の立場からは少しこの点につきましてはコメントを控えさせていただきます。

○峰崎直樹君 確かに金融庁長官が、その証券取引等監視委員会に指示して云々というところがファイアウォールができてくるのかもしれない。しかし、いずれにせよ、じゃこの問題について、今日は内藤事務局長お見えになっているので、内藤事務局長、私は、なぜその課徴金の開示のこの課で担当し、そして、いわゆる刑事告発を担当する課でなぜ調査しなかつたのかというお話も前にすることがございます。初めから、どうもこのいわゆる日興問題というのは、調査の対象というのをもう絞り切っちゃつていたんじゃないかというふうにしか思えないわけなんです。ね。

日野元長官は、次、こう言っているんですよ。法律上は行政処分である課徴金納付命令と刑事告

発の両方を行うことができます、しかし実際の運用では課徴金にしたら刑事告発はしないという形になっていきます、これ本場にそうなっているんですか。課徴金にするか刑事告発するかは金融庁の裁量ですとあるが、大臣、また指摘をしたら、いや私の範疇ではございませんとおふうにお答えになるのかどうか分かりませんし、むしろこれは、ある意味では、証券取引等監視委員会の委員の方三名おられるんですが、その方をお呼びすればよかつたのかなと思いますが、こういうふうな指摘されていることについて、本場に課徴金にしたら刑事告発はしないという形になっているのかどうか、この点はどのようにお考えなんですか。

○国務大臣(山本有二君) 課徴金納付命令勧告や刑事告発を行うかどうかにつきましては判断は、度々申し上げますが、私から独立して職権を行使する監視委員会において行われるものでございまして。私の立場からはコメントをすることは差し控えたいと思います。

いずれにしても、監視委員会におきまして事案の態様等を総合的に勘案して刑事罰に相当する事実があると疑われる場合には、必要に応じて犯則調査を行い、法令に基づき厳正に対処することになっているものと考えております。

また、もう一つ、これ制度的に両方が併科されるというのを予定したものがございまして。インサイダー取引や相場操縦等の不正、不正取引について没収、追徴の確定判決、これがありません。ならば、課徴金額から没収、追徴額を控除するという制度がございまして、また有価証券報告書の虚偽記載につきまして、罰金の確定判決があった場合には課徴金額から罰金額を控除するという制度がございまして。

ということは、この制度自体があることは、その課徴金、刑事告発両方が併存することを予定している制度がある以上、これはこのようなことは言えないというように思っております。

○峰崎直樹君 じゃ、そのまた次行きますよ。

四つ目の質問にこう書いてあるわけですよ。二〇〇五年に課徴金制度を導入してから金融庁は課徴金ありきで動いています、断定していますよね。インサイダー取引のように従来なら刑事事件になった問題が今は課徴金だけで済むようになった例は多いのですと、こういうふうに書いてある。

内藤事務局長ね、まあ余り質問して答弁は求めませんということでお話ししてましたけれども、金融担当大臣、もし、今のことについて、またさつきと同じように答えられるんだしたら、事務局長、こういうふうなことに指摘を受けているんですよ、元長官に。そして、これは日興コーポラルの特別調査委員長だったんですよ。刑事告発を堂々とできますよと、やらないだけでそれと、それは裁量ですよと、こういうふうな言われてずつとこれ指摘を受けているんですよ。そういうことに対して、今、山本大臣は、いやそれは私のところは証券取引等監視委員会にあせいでございというふうになかなかできないんですから、まあ一般論でお答えをいただいているんですけれども。

こういう御指摘もありながら、我々もこの国会の中で何度も指摘しているながら、こういう御指摘を受けて、さらに、これは三月二十三日の記事ですけれども、いまだに、こういう問題に対してどうお答えする用意があるんですか。お答えください。

○国務大臣(山本有二君) 証券法上の課徴金制度は、同法の一定の規定に違反した者に金銭的負担を課す行政上の措置でございまして。法令違反行為の抑止を図り、規制の実効性を確保するための新たな手段として平成十七年四月から導入されたものでございます。本制度は、刑事裁判に比べれば立証の程度が少なく済むことから、課徴金納付命令勧告を通じて市場における問題を速やかに是正することが可能である点に利点がございまして。課徴金と刑事罰は趣旨や目的を異にする制度でございまして、いずれによつて対応していくかは

個々の事案に応じて判断されるべきものでございまして、従来なら刑事事件とすべきものを課徴金だけで済ませる対応を取っているわけではないというように考えるところでございます。

また、平成十八年一月以降の告発事件及び課徴金事件の実績をつぶさに見てまいりますと、インサイダー取引で判断をしてまいりますと、告発事件は十一件、勧告事件につきまして、いわゆる課徴金事件につきましては十五件でございまして、ほぼ大宗、同様の数字が並ぶわけでございます。

その意味におきまして、日野委員長が課徴金だけで済むようになった例が多いという事実についての認識は、金融庁から離れた現在では余りしっかりと正確な数字を持つていらつしやらないというように思っております。

○峰崎直樹君 監視委員会。

○政府参考人(内藤純一君) お答えいたします。

今大臣が答弁いたしましたとおりでございまして、私ども委員会といたしまして、今申し上げたように、この十八年の一月以降の告発の案件及び課徴金の案件の実績を申し上げますと、インサイダーにつきましては告発事件が十一件、現在までです、十一件。勧告事件につきましては十五件。それから、有価証券報告書の虚偽記載でございまして、これにつきましても、告発事件三件、勧告事件が四件ということで、それぞれその事案の性格に応じまして適切な対応を取っているというふうな考えでございまして、次第でございまして。

○峰崎直樹君 そのことについて後でまたやりまされども、もつと先、次の問いと質問に行きます。

日野さんは、金融庁が課徴金納付命令を出したというところは最初から日興を上場廃止にまで追い込む意図がなかつたというふうにも解釈できますねと、こういう質問に対して、日野元長官は、やはり事件は非常に重大だが、かといって日興の上場廃止はふさわしくないという政策を判断をしていたと思ひます、そういう判断をしていたことこ

ざいますか。前回も西日本新聞の例を挙げて、東証の社長とお会いになられたというような話もあったんで、ああ、さぞかしそうかなというふうにも私もこれを見たら感じたわけですよ。

もう次の質問も併せて、時間の関係で言っています。

では、上場廃止が問われる事態まで騒ぎが大きくなったのはなぜなんですか。日野元長官はこう言っているんですよ。かなりうがっていますよ、これ。昨年十二月の最初の記者会見で、日興が不正会計は社員一人のミスと強弁したことに対して、山本有二金融担当大臣が一個人の所業で済まされるかと大変な不快感を示しました。私もあの記者会見のときの記事を見たことがあります。

この大臣発言の裏には、裏にはあります、金融庁は、これは本人の言葉じゃないと思うんですよ、刑事告発をせずに課徴金だけで済ませてやったじゃないか、そういう親心がなぜ分らないのかといった思いがあったのではないのでしょうかという、ここまで日経ビジネスという、言ってみれば天下の公器をここまで書いておられるわけです。

金融担当大臣、どのように思われますか。

○国務大臣(山本有二君) この上場の件に関しては、監理ポストに入ったぐらいからずっと昨今まで事実と完全に違う報道が度々なされるわけがございます。それに対しては、私も西室社長も不快感を持っているわけでございますが。

まず、私が発言しましたことでございます。不正会計は社員一人のミスということですが、日興コーディアルグループが当初EB債の発行日を偽った行為について、一人の担当者が発行手続を間違えた事務ミスであるという、こういうことを堂々と記者会見で言われたことにつきましては、私は監視委員会から説明を受けていた課徴金の事実とは全く違うことでございます、それほど違うならばという意味での私のコメントでございます、私の発言の裏にそのほかのことはございませ

また、課徴金納付命令というのは、証券取引法

の規制の実効性を確保するという行政目的達成のために法令に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置でございます、上場の取扱いの問題とはその性格や目的を全く異にしておりま

す。個別の上場会社に係る上場の取扱いは、証券取引所と上場会社との間における上場契約、民民の契約に基づいたものでございまして、取引所規則に照らして取引所において判断される事柄でございます。そもそも金融庁が政策判断をして、それによつて上場が廃止されたり廃止されなかつたりするということでもございませぬし、私もそのことを考えるまでもなく、我々は何ら上場についての考え方は持っておりませんでした。

○峰崎直樹君 今、本当ならそこに日野元長官おられて、日野元長官の言葉と大臣の言葉と対比しながらやりたかつたなという意味では本当に残念なんですけど、また機会がありましたら是非やりたいと思います。

そこで、大臣、先ほど来、内藤事務局長にもそうなんですけれども、最近是要するに課徴金の処分が増えてきている。しかし、かつてはインサイダーも刑事告発したこともあるんですよ、いや、そうだろうと思うんですよ。問題は、なぜ課徴金のものが入ってき、制度が入って以降は課徴金に集中してきたかという、どうも証券取引法第五十七条を使えないからやつていらつしやるんじゃないですか。要するに、包括規定があつて、疑わしいものがこの間どんどん出てきたんじゃないんですか、ライブドア事件のときも。時間外取引について、いやこれは問題はあるけれども、しかし違法じゃないと。問題があるけど違法ではないというやつがどんどん今日たまってきたんじゃないんですか。そういう事例があつてきて、本来、じゃ百五十七条でやればいいじゃないですか。

一九七一年のいわゆる証券国会のときに、時の証券局長は、百五十七条はこれは使えないものじゃない、使います、これからとおっしゃっている

んです。どうしてそれ、これは刑事告発できま

すからね、百五十七条、なぜできないのかという

と、これはいわゆる罪刑法定主義ということにと

らわれて、そして本当に裁判に訴えて、堂々とこ

れでいわゆる訴訟に堪えられないじゃないんだ、

証拠をがちに固めなさいいけないんだ、こう

いう考え方があがるがゆえに百五十七条がなかなか

使えなかつたんじゃないですか。そこを使えるよ

うにしていくなために金融商品取引法が市場法とし

てできたんじゃないですか。市場法としてできた

以上は、市場で日々起きてきていることに対して

どのように対応するのかということについて迫ら

れている。

問題はあつたら全部これ課徴金に今行っている

のは、本来ならば百五十七条を使つて包括的に取

り締まつてやつていく、それができるにもかかわ

らずそれを使わない、そこに一番の問題があるん

じゃないですか。どうなんですか、この百五十七

条というのはこの新しい法律でも継続されている

と思ひますけれども、これを使うという意思はあ

るんですか、ないんですか。

○国務大臣(山本有二君) 証券取引法における市

場の公正確保に係る禁止規定といたしましては、

インサイダー取引規制のように構成要件を具体的

かつ詳細に規定しているもののほか、不正行為の

禁止を定めた同法第五十七条のように、包括的

な一般規定を設けているものがございまして。こ

の包括的な規定は、複雑で変化が激しい証券取引

の規制に当たりまして、立法当時想定できなかった

ような新たな不正行為等にも対応可能とするた

めに設けられたものでございまして。具体的には、

何人にも適用される禁止行為として、有価証券の

売買その他の取引等について、不正の手段、計画

又は技巧すること等が規定されております。

一般論として申し上げれば、証券取引等監視委

員会は証券取引法第五十七条の不正取引につい

ても犯則調査権限を有しているところございま

して、同条を含めまして、仮に法令違反に該当す

る事実があると疑われる場合には必要に応じて調

査を行い、その結果、悪質な法令違反が認められ

れば厳正に対処することとなっております。

また、この百五十七条の罪刑法定主義に関する

ことでございますけれども、昭和四十年の最高裁

判決で、これが決して罪刑法定主義に反するもの

ではないという合憲の意見も述べられておりまし

て、これによつて縛られることではございませ

んし、またこの百五十七条は機能しているという

うに思っております。

○峰崎直樹君 もしですよ、いやこれはコンプラ

イアンスのところに、根幹にかかわつてくるんだ

と思うんですよ。要するに、個々の法律に照らして、

一件一件照らし合わせて見ると、これはいや時間

外取引、立会い外取引、これは別に使つて悪いわ

けじゃないですよ、使えますよ。いや、それで

TOBのルールにはこれに関して引つ掛かりませ

んよと。一つ一つとらえてみるとそうだけれど

も、トータルとして見たらこれ偽計取引じゃない

かというようなことがたくさん起きています

いんですか。

今回の事件の中でも、私も前に指摘しました。

Bコールの買収のため、要するにいわゆるCS

Kというところが持つていた、四百九十万株しか

持つていなかった、五百二十万株の新株を発行し

たわけでしょう。これが世に有名な東京高裁まで

上がったいわゆるベル24の反乱なんですよ。その

とき高等裁判所も全部、これは経営の支配権を求

めるものじゃなくて経営上必要なことなんだとい

うことで、四百九十万の株しかないのを五百二十

万の新株発行をやつたわけですよ。おかしいじゃ

ないかということ、これは法学の關係する法律学

の先生方が全部それは問題があるということ

を言つていた。しかし、ふたを開けてみたら、やが

てこのベル24は、そのいわゆる増資をした分を今

度はまた減資しちゃつていっているんですよ、二年た

たら。これは明らかに、言つてみれば、全体の取

引を見たら、これは何のためにやつたんですかと

いうことの前提が覆つていっているじゃないですか。こ

れだけ見たつてこの取引全体は明らかにこれは偽

計取引、証券取引法に違反をするような行為だっ
たんじやないんですか。

そういうことはトータルとして見たら分かるの
に、こういうことについて何のおとがめもなく、
刑事的な裁判、取っ捕まらぬ。これでいわゆる
証券市場の中では、こういう問題が起きたらせい
ぜい課徴金だな、いわゆる取引の一分、五億円ま
でで済むんだと、こういうことが広がっていった
ら、これ法治国家成り立たないんじゃないです
か。ライブドアの事件と比べてこっちの方が悪質
じゃないですか、そういうことをやってきたこと
は、そういうふうには思われませんか、金融担当大
臣。

○国務大臣(山本有二君) 今お尋ねのベル24は、
平成十六年八月に行った第三者割当て増資に關連
して、CSK社が行った新株式発行差止めの仮処
分の申立て等についてのものではないです。当該
事件は民間当事者間における商法上の係争でござ
いまして、当局としてコメントすることはできま
せん。

また、ベル24社の決算公告によりすると、平成
十八年二月期における資本金が前期に比べ減少し
ていることは承知しておりますが、個別企業の資
本政策について当局としてコメントをすることは
差し控えていただいているところでございま
す。

また、ライブドアについてでございますが、事
実関係等が異なる事案でございまして必ずしも比
較できないと思っておりますけれども、刑事告発
を行うか否かの判断につきましては、繰り返しに
なりますが、私ではなくて独立して職権を行使す
る証券等監視委員会において行われるものでござ
いまして、その意味においてはコメントができな
いところでございます。

以上でございます。

○峰崎直樹君 この事件はもう刑事告発というの
はできないんだと、これ日野元長官は、いやもう
課徴金でやったんだからもう刑事告発しませんよ
と、こういうふうには断定しておられるんですけ

ど、一般論でいいですけども、もうこういうふ
うに課徴金で処分したらもうこれは刑事告発しな
いと、こういうふうには我々は受け止めていいん
で、

○国務大臣(山本有二君) そうではございませ
ん、法と証拠に基づいてしっかりとこの事実認
定があり得る、そして刑事告発、そして刑事手続
に堪える事実が明らかになれば、当然それは刑事
事件として告発するということであらうと、そう
考えております。

○峰崎直樹君 我々は依然としてこれは刑事告発
に値する事件ではないかなというふうには思ってお
りますので、この点については引き続き追及をし
ていただきたいと思います。

そこで、この日興コーディアル事件の粉飾事件
を振り返ってみて、まだ未解決の問題が残ってい
るんですよ。これはどうしても解決しておかない
と、これは国会の権威にもかかわってくると思う
んですが、それは、五億円の課徴金というのは〇
五年三月期決算にだけ実は掛かった課徴金なん
ですよ、百四十七億の粉飾決算ですよ。百六十七億
日興コーディアルグループが自ら認めた粉飾決算
はあるんですよ。百六十七億、〇六年三月期です
よ。これに対する課徴金は、あるいは行政処分か刑事
告発は分かりませんが、何にもこれ、私どもも
う二、三か月これずっと言い続けているんですよ
けれども何の音さたもないんですよ、これはもう
既に何もしないということでは決定されたんでし
ょうか。

○国務大臣(山本有二君) 個別事案に關すること
でございます。あくまで一般論として申し上げれ
ば、金融庁としては、提出された財務諸表につい
て仮に法令に照らして問題がある場合には、法令
に基づいて適切に対応をしていくことになると思
じます。

○峰崎直樹君 もう会社自体が百六十七億円の粉
飾がありましたというのを認めたんですよ。い
まだにそんなことを言っていたら、それは国民に
対して、金融庁何やってんだと、もうやる気ない

のかと、こういう批判を受けてしまいますよ。こ
れは引き続き私たちは監視していますから、その
結論を出していただきたいと思うんですよ。

それから次、いまだに二つの監査報告書が残っ
ているんですよ。〇五年、〇六年の日興コーディ
アルの決算監査報告というの。一つは中央青山
監査法人、これがやった監査報告書ですね。それ
から今、あらた監査法人が追加でやった監査報告
書。この二つもずっといまだに市場の中には存在
しているわけですよ。だれしも、いやそれは、中
央青山監査法人のやつたやつはあれは粉飾だつた
んだってというふうにはなっていますけれども
も、しかし、実はお墨付きを与えたことはずっと
両方残っているんですよ。これ、いつになったら
その状態を解消されるんですか。

○国務大臣(山本有二君) 個別の監査又はそれに
係る当局の対応に關する具体的なコメントは差し
控えていただきたいと思います。事実関係
を申し上げれば、日興コーディアルグループが提
出した二〇〇五年三月期及び二〇〇六年三月期の
有価証券報告書には中央青山監査法人の適正意見
が付されているところでございます。また日興
コーディアルグループは、これらの有価証券報告
書の財務諸表等についての訂正を行い、訂正報告
書を先般提出しております。これにはあらた監査
法人の適正意見が付されているところでございま
す。

そういうことになりましたと一見矛盾がございま
すが、あくまで一般論として申し上げます、企業
財務情報の信頼性の確保につきまして重要な役割
を担う公認会計士あるいは監査法人が、仮にその
職責を果たさず適正な監査を行っていないかとい
うならば、法令に基づきまして職業専門家とし
ての責任が問われることであらうというふうに考
えております。

○峰崎直樹君 私が問うているのはその一般論
で、要するに二つ違ったものがあって、しかも二
つとも正しいという状態をずっと存続させている
ことの金融庁の責任があるんじゃないかと問うて

いるんですよ。それをどうするんですかというこ
とを、実は早く結論を出さないと、これはまずい
んじゃないんですかというのを言っているんです
よ。それを一般論で云々かんぬん言われても、
それは無責任だというふうには言えないように
思っています。大臣、いつまでにこれを結論出
されるんですか。

○国務大臣(山本有二君) これはそれぞれその時
点での監査報告書の監査報告、適正な意見とい
うのが両方出ているわけではございまして、その意
味におきまして、我々が今ここで、何か不正等職責
が果たされていないという事実がない以上我々が
関与するというべきものではないというふうに考
えております。

○峰崎直樹君 そうするとこれはあれですか、ど
こがこの問題を処理する機関なんですか。公認会
計士審査会か何かがあるかと思っておりますが、そ
ういったところで判断をされるんですか。あるいは
はもっと別のルートがあるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 有価証券の訂正に關し
ても、監査証明が求められる点、またあくまで訂
正報告書に記載される財務諸表に監査意見を表明
するものであること、訂正前の有価証券報告書に
記載された財務諸表に監査意見を表明することな
どを、我々がその目的として、金融庁がこの証明
について、監査証明を目的、監査証明の目的はそ
こにはございません。

したがって、有価証券報告書の訂正報告書が提
出された場合でありまして、元の有価証券報告
書に記載された財務諸表に關する監査証明につ
いて訂正を求めるというふうなそういう取扱いに
なっていないんですよ。こうしたことが、会社経
営者が責任を持って作成する財務諸表の存在を前
提に監査人がその財務諸表の適正性について意見
を表明するという監査証明の性格とも整合的であ
ると思っております。これを要するものではないと
思っています。

したがって、峰崎委員御指摘の点は、普通の

一般的に考えれば何となく矛盾が残って釈然としな
いという点はあろうかと思えますけれども、会社
の経営者が責任を持って作成する財務諸表の存在
を前提にした監査人の財務諸表の適正性について
の意見について、その時点その時点での適正性だ
というように考えるところでもございまして、そ
してそれを我々が深くこれを、どちらが正しいか
というような調査権限や調査判断をすることがむ
しろ適正かどうか、正にそのことについて検討を
更に深く加えていかなきゃならぬというように
思っております。

○峰崎直樹君 これ、もしかしたら重大な何と言
いますか問題なのかもしれませんね。つまり、訂
正しなきゃいけないものが出たときに、その訂正
をどういうふうにしていったらいいのかという、
そのルールが非常に判然としないということがよ
く分かりました。今おっしゃっていること。

そこで、もう時間もあと十二、三分しかありま
せんので更にちよつと先に進みます。その問題も
早くけりをつけてください。

それで、いわゆる私がこれを追及して非常にざ
んきに堪えないのは、シティにTOBを掛けられ
てしまうということで、本当に何となくちよつと
釈然としないうところがあるんですけれども、も
う一つ、実は監査難民というのが最近現れてき
てい るんですよ。最近、難民というのが多くて、介
護難民とか、それで監査難民という。これは、要
するに監査を受け入れられない、監査をしてもえ
ない企業が出てくるんですよ。一番新しい例で言
えば三洋電機。これはもう今日の新聞出ていまし
たよ。みずすに持っていくたけどみずすは御存じ
のような状況、あらたに持っていくたら人手不足
ですと。要するに、相当、公認会計士の集まりで
ある監査法人が、中小企業の皆さん方になると、
うちの監査をやってもらえないというのが何百社
か出てくるというふうに出てくるんですよ。

そこら辺、どんなふうに出てくるのかでいらっ
しゃいますでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) 御指摘の点は大変重要

な事態であろうというように思っておりますし、
看過できないと思っておりますが、みずす監査法
人は、先般、二月二十日のことですが、他の大手
三監査法人との間で七月末を目途とした社員全
部又は一部の移籍に向けた協議を開始すること等
について合意したことを公表いたしました。解散
するか否かにつきましては、公表当日の記者会見
におきまして、現時点では決めている旨の回答
をしたものでございます。

当該協議が最終的にどのような形で具体化され
るのかは承知しておりませんが、金融庁と
いたしましては、企業等が監査を受けられない事
態が生じることのないように、業界団体を含めて
関係者において適切に対応されることが必要と考
えておりまして、今後の動向等を十分注視してま
いりたいと考えております。

特に、日本公認会計士協会が、こうしたことを
踏まえまして、監査の実施、その後の契約に混乱
が生じないように相談窓口を設置しております
し、こうしたことを十分活用していただきながら
対応できればというように考えております。

○峰崎直樹君 いずれにしても、公認会計士法の
改正が、今度法案出てきますからそこでもしっか
りまた議論させていただきたいと思うんですけれ
ども、監査難民ということで監査を受けられない
という事態だけは、これはやはりどうしても避け
なきゃいけない重大問題だと思っておりますの
で、その実態をしつかりとまた報告をしていただ
きたいのと、教えていただきたいのと、我々もい
ろんな努力をしていきたいというふうに出ていま
す。

そこで、全貌がまだつかめない今度の日興コー
ディアルグループ、まだまだ問題点がたくさんあ
るんですけれども、これは日野調査委員会の中
で、やはり会社ごとでも後ろから追い上げられて
きていることに対する問題もあつたのかもしれま
せんが、個人の業績連動型の報酬制度というもの
が、役員だけではなくて、従業員まで入っている
ということが分かってまいりました。こういう実

は、昔の粉飾決算というのは会社のために粉飾を
したと。ところが、今度のやつは自分のために粉
飾をするような経営者が現れたんじゃないの
か。

これ、いわゆる経営者というのは、正に信頼、
信任というか、これが非常にコーポレートガバ
ナンスの上において一番重要なことだというふう
に私自身は思っているわけでありまして、そのい
ゆるコーポレートガバナンスを考える上に当た
て実は財務大臣にお伺いしたいんですけれども、
会社法の改正以前にこれはもう既に起きたと言わ
れているんですが、役員報酬、これが税制上の扱
いで、いろいろ詳しい中身というのは後で教えて
ほしいんですが、損金算入、つまり今まで
これは利益処分の中から役員報酬というのが払
われていたのに、これが損金算入ということに移
行する部分が多くなつた。これだったら、いや、
どうせ税金掛からない、要するに利益処分であ
れば税金を払った後のいわゆる報酬ですからいい
ですけども、そうではなくてこれは損金算入にな
るんだといったら、ああ、それは大いに使おう
と、まあ使おうやという話はおかしいですが、役
員報酬上げていこうやと、業績連動型の報酬をき
ちつと入れていこうやと、こういう話になつちや
うんですよ。

こういうことの税制上の扱いというのは、これ
はやはり大きな問題があつたんじゃないでしょ
うか。それがゆえに、こういう問題が起きてもな
かなかチェックしにくいというふうなことが起き
たんじゃないんでしょうか。その点どう思われま
すか。

○国務大臣(尾身幸次君) 個別にわたる事柄につ
きましては、守秘義務の関係もございましてお答
えすることは差し控えていただきたいと思います
ます。

一般論として申し上げますと、役員給与の取扱
いにつきましては、会計上は、平成十八年五月の
会社法の施行に伴いまして、報酬が賞与かを問
わずその全額が会社の経費として処理されること

になりましたが、法人税法上の取扱いにつきましては
は、役員給与の支給についてその恣意性を排除す
るという観点から、適切な課税を実現するために
不可欠の要件という、そういう観点から、定期に
同額が支給される役員給与などについて、後で申
します、一つがそれです。それから二つ目が、事
前に金額が確定している役員給与で、税務署に届
出がなされているもの。三つ目が、業績連動型で
支給される役員給与で、一定の要件を満たすも
の。この一定の要件というのは、上限を決めた
り、あるいは有価証券報告書にやり方を開示して
いるものでございますが、それにつきまして不相
当に高額な部分の金額を除き、損金の額に算入す
ることとしております。このように、税務上は役
員給与がすべて損金算入されるわけではありませ
ん。

いずれにいたしましても、こうした制度の下
で、国税当局といたしましては、法人が役員に対
して支給した給与が不当に高額であるかどうか
も含めまして、個々の事実関係に基づいて法令等
に照らして適正な課税処理に努めていると承知し
ております。

○峰崎直樹君 今の話聞いても、一定のとか不当
に高いとか、その基準が非常にまだあいまいなん
ですよ。

だんだん世の中が、アメリカ型のいわゆる経営
が入ってきて、いや、アメリカでは従業員の平均
給料の二百倍や三百倍も当たり前らしいという
ような話になってきたら、いや、二百倍、三百倍
もそれはいいんじゃないかと。もう一度、これ
会社法が変わつた、だから会社法も直さなきゃ
いけないんですよ、これ。税法とのちよつとずれ
がありますからそれはいいんですけれども、会社
法も変えて、これ、こういう形態の新しい犯罪が
起きてくるという、粉飾決算という問題が起きて
くるというところは、このところに税法も、それ
から会社法も、もう一回これは我々がやつぱり見
直していかなくちゃいけないんじゃないかなとい
うふうに思っておりますが、この点、後でまた結論

いたいただきたいと思うんです。

そこでもう一つ、上場企業については有価証券報告書を出さなきゃいけません。この中で、付加価値の配分表を出してもらいたい。今までは損益計算書とか、あるいは製造原価明細表とか、あるいはバランスシートとか、そういうものが出てきています。それ以外に、今、国税庁が調べている指定統計の中に、法人企業統計の中ではすべてこれは付加価値がどのくらい実はあるのかということについて、これは統計上出ることになっていきます。個々の企業においても、これを有価証券報告書の中にそれを記載すべきだ。どのくらいの利益があるのか、どのくらいの地代を払っているのか、どのくらいの利子を払っているのか、どのくらいの従業員に払っているのか、どのくらい役員報酬に払っているのか、こういうことを企業別ごとにそれは明細表を、政府には届けているんですから、これは公開企業としてきちんとその有価証券報告書に記載すべきだと。

この二つについて、財務大臣あるいは金融担当大臣、どう思われますか。

○国務大臣(山本有二君) 有価証券報告書等の証券取引法上の開示書類は、証券市場におきまして当事者が的確に投資判断を行えますように投資判断に必要な情報を開示企業に開示させるものでございまして、金融庁としてはこれまでもその充実強化に努めてまいったところでございます。

御指摘の付加価値の配分表がどのような情報内容とするのか必ずしも明らかでございせんが、現在、有価証券報告書におきましては、例えばコーポレートガバナンスの状況ということで、役員報酬の内容等について開示を求めているところも、配当政策として、配当の基本方針等の情報についても開示を求めているところがございます。いずれにいたしましても、有価証券報告書でどのような事項を開示させるかを判断するに当たりましては、投資者の投資判断に当たって真に必要な情報であるかどうか、当該情報が証券市場において浸透し、投資者が誤解なく利用できるものに

なっているかどうか、また開示を求めることによって開示企業に過剰な負担を求めることにならないかなどを総合的に勘案しまして検討する必要があります。あるところと考えるところがございます。

○峰崎直樹君 要するに、今、指定統計の中で、上場企業には全部その有価証券報告書にわざわざ今、負担が増えるんじゃないかということですが、そうじゃないんですよ。既にそれは、今日は国税庁からも来ている、国税庁で指定統計出していますよね。法人企業統計の中にいわゆる集計表が出てくるわけですよ。ですから、有価証券報告書の中に、それは投資家のためでもある、投資家というのは今投資している人だけじゃないですよ、将来の投資をする人も全部含めて、世界の人たちに對してもこれは開かれていくわけですから、そういう公開企業はやはりそのことをきちんとしてオープンにしたいと思うんですよ。

ですから、先ほど申し上げたいいわゆる会社の役員報酬の在り方、これを損金算入することについて、利益処分の方にもう一遍回す、こういうようなことを私はやるべきだということは、取りあえず今日は主張として言っておきます。

そこで、最後になります。いわゆる今回事業SPCを使っているんです。昨年だったか一昨年の会社法の改正で、LLPとかLLCとか、要するに投資事業組合とかパートナーシップだとか、そういうことを通じて、今までは法人に対する課税が行われていたけれども、実は、いや、九〇%分以上はそれを、利益を配分すれば、これはパススルー税制といって個人の所得にまで還元すればいい。

こういう実はいわゆる会社法の改正で、法人が個人かというだけでなく新しい粉飾の道具として使われたSPCのように、パススルー課税ができる組合課税ができてきたわけですよ。あるいは信託もそうかもしれないですよ、これによつて私、今日は信託のこと調べてないが、こういうものが脱税や節税の温床になりがちなんですよ。こういうことに対して、課税の在り方について

どういふふうに対応していくべきなのか。私どもはやはり納税者番号を入れて、そしてきちんと、いわゆる投資事業組合に投資する人はどのくらい投資しているのかということについて、番号を通じてチェックできるような仕組みを取らないと、この仕組みというのがどんどん広がっていくと、日本の所得税というのは極めて今貧弱でしよう、財務大臣。今日は税の話するつもりありません。非常に狭められているんですよ。いわゆる課税ベースが狭められ、そして、まともな所得税になつていないじゃないですか。ところが、今度は法人税で取らないで、今度はパススルー税制で個人に行っちゃったらどんなことになるんでしょうか。そうすると、いわゆる株式の譲渡益だとかいふようなものを含めて、ずばずばに今少なくなっているわけですよ、これ、我々も、共産党の大門さんがよく指摘されているように。

全くその点をきちんとしない限り、こういうパススルー税制を使わせたら本当に節税天国と、こういう状態になつちゃうんじゃないかと思うんですよ。この点についての御意見を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) 個人や法人が投資活動を行うに際しまして、事業体の段階では課税されずに構成員に対して課税がなされるいわゆる投資事業組合、まあ投資ファンドを通じて投資事業を行うケースが増加しております。このような投資形態を通じて生み出される所得に対しまして、適正な課税が確保されることが重要であります。

このような観点から、十九年度税制改正におきましては、投資事業が行われている様々な形態の組合等に関しまして、源泉徴収及び資料情報制度を充実したところでございます。

今後とも、このような多様な事業形態を用いた事業活動について、事業形態の性格やその他の事業形態とのバランスを踏まえつつ、適切な課税が確保されるよう対応を検討してまいりたいと考えております。

○峰崎直樹君 それでは後に譲ります。終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。最初に、多重債務者対策について伺います。昨日も有識者会議で自治体の相談窓口について議論があつたようですけれども、しっかりと方向を出していただきたいと思います。以前から議論ありましたが、財政的、人間的になかなかそういう取組は難しいという意見もまだあるようですけれども、先進的な自治体に行つて、私も奄美市に行きましたけれども、奄美などの例も含めて先進的な自治体では、特に人が多いとか予算があるからやっていると聞いてはなくて、やっぱり意識の高い職員がおられて進んでいるんだというふうに思います。

端的に私、そういうのを踏まえて二つ提案をしたいと思ひます。余りそういう、ああだこうだ議論しているよりもやれることから踏み出すのが必要だという点で思ひますが、一つは、自治体の職員の研修というのには必ずやつていなくては。その研修のメニューに多重債務問題がいかに重要かということ、あるいは市税や国保税等の滞納ともリンクしているとか、その重要性についてその職員研修のメニューの一つは入れてもらうことですね、必ず知ってもらうということ。二つは、じゃ重要だと分かつた、じゃ何すればいいんだというところになりますから、いろんな先進的な例もありますし、最低限やれることもあるわけですから、そういう対応のマニュアルを作つて全国の自治体に配付すると。

この二つは、もう別に予算とか人手がないからとか言わなくてもできることではないかと思ひます。その点では総務省の御協力が非常に重要だと思ひますし、もちろんマニュアル作りとか金融庁のノウハウも生かしながらですけれども、是非この二つのことを積極的にできるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。総務省、いかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 地方公共団体が住民から多重債務問題の相談を受けました際に、可能

な範囲で適切な対応を取るといことは重要な課題であると認識をしております。そこで、御指摘にもございましたように、地方公共団体が多重債務問題に関して研修などを通じて職員への意識啓発を行いましたり、あるいは対応マニュアルを備え付けるといったようなこと、これは有効な手段になり得るものと私も考えております。

御案内のように、政府の多重債務者対策本部には総務大臣もメンバーとして参加しておりますので、金融庁とも連携しながら、地方公共団体への呼び掛けあるいは情報提供といったことに関して、私も総務省としても最大限の努力をしてみたいと考えております。

○大門実紀史君 是非よろしくお願いいたします。

やみ金対策も今急がれていますが、私、この問題にずっと何年も前から取り組んできて、重要なのは、まず口座を凍結すること、これがいかに大事かということを感じていますが、現在進行中の事件で指摘をしたいと思っております。

岩手県の一関市の方がやみ金融にこの一、二月で百五十四万円も取られたという事件です。これはやみ金融というよりも振り込み詐欺ですか、振り込み詐欺によく似た手口で、お金を貸してほしければ、その前に入会金とかカード保険とか何かの手数料を先に払い込みなさいと、それで次々と一か月で百五十四万円も振り込まれたという事例でございます。業者は東京のオリエンツフィナンシャルということで、既に警察庁の方にお願いして捜査に入っていたというので、できるだけ早く逮捕してほしいと思っております。

問題は、捜査をしていただくことと金融庁がいろいろホームページでやみ金業者を公表してもらうのも重要なんですけれども、お金を取られないという意味では口座をできるだけ早く凍結するというのが非常に重要なんですけれども、この問題でいきますと、この一関の方が最初にこのオリエンツ、やみ金業者ですけど、ダイレクトメールをもらった、来たのが一月の中旬です。一月末

にさつき言ったいろんなものを振り込みなさいと言われて、一月の末から二月の末、一か月で百五十四万円も取られています。

実は、警察には一月の二十二日に、これはほかのところからですけども被害届が出始めて、十件近くも出さずと出てきていた。ですから、その時点で早く口座を押さえて凍結していれば、この少なくとも一関の方は、凍結されたら振り込みようがありませんから、そこで気が付いて取られなかったということになります。

二月の二十一日には、金融庁がホームページで、これはやみ金業者だということを公表しています。この時点でもし金融庁が、恐らくやみ金業者として公表するには口座等の情報もあつたと思うんですが、それを更に確認してもらって口座凍結の要請を金融機関にいただいていたければ、百五十四万円も取られることはなかった。例えば二月二十一日、ホームページに金融庁が公表した後、二月二十八日未だに八十五万円も取られています。早く凍結していれば取られなかったというふうに思います。

実際には、二月二十八日に城南信金の銀座支店に振り込めと言われて、振り込もうとしたらその口座が凍結されていたので初めておかしいと思つて警察に、一関署に相談に行つて、これはやみ金だということを初めて気が付いたということでございます。ちなみに、この城南信金は自主的な判断で、警察庁とか金融庁の要請じゃなくて自主的な判断でおかしいと思つて凍結してくれたという流れになります。

申し上げたいことは、まず警察庁にお聞きいたしますが、一月二十二日からもう被害届が出ていたなら、なぜ口座凍結の要請をしなかったのかと、その点をお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(堀田修君) 今回の事案といえますか、一連の事件につきましては、委員御指摘のとおり、当庁といたしましては各都道府県から被害の状況について報告を求めています。一月の下旬から九件、他の都道府県でも被害がございまし

た。これにつきましては、各都道府県警察においては、当庁に報告すると同時にいいますか、直ちに金融の口座の凍結につきましては依頼をいたしております。

それから、この岩手の事案につきましては、御案内のとおり三月一日に私どもの方に御相談がございまして、その時点では金融の口座名とか口座の状況等が全くの手ぶらの状態でございまして、七日の日に打合せをして、詳細資料を持ってきていただいで確認した以後、直ちに口座を凍結する。この岩手の事案につきましては他にも余罪がございまして、それについて確認次第、ほかの口座、全部で七口座ございましたけれども、凍結依頼をいたしたところでございます。

○大門実紀史君 今是对應してもらっているというところで、金融庁は二月の二十一日にホームページで、この業者オリエンツフィナンシャルはやみ金だ、違法業者だと公表されました。この時点で金融庁が口座の凍結に動いていたのであれば、少なくともこの被害者、八十何万円も取られなかったと思うんですが、これは金融庁として動かしたんでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 御指摘いただきましたように、二月二十一日でございますけれども、このオリエンツフィナンシャルという業者につきまして、登録詐称ということで確認ができたわけでございます。その日にホームページに公表を行い、関東財務局から同社に対して警告を発すると同時に、管内の警察本部等に無登録業者の情報として連絡をしたということでございます。

一般論として、金融機関におきましては、預金口座の不正利用と思われる情報があつた場合には、調査を行い、必要に応じて預金取引停止あるいは預金口座の解約等の適切な対応を図つていただくことになっております。これは、平成十五年九月に私どもの事務ガイドライン、現在は監督指針と呼んでおりますけれども、これでそのような対応をするということを定めておりまして、それに沿った対応をしていたというところで

ございます。

引き続き、金融機関及び警察当局への情報提供の取組ということを推進していきたいと思っております。

○大門実紀史君 警察庁はもう一般論じゃなくて具体的に答えていただいているんですから、そういう一般論はもうやめてもらいたいと思います。昨日、私も六口座、ほかの六口座をつかみまして、金融庁に、金融庁の方からも口座凍結を要請をいたしましたので、これは警察庁はもう動いてもらっているということですから、金融庁もやってもらいたいと思います。

実は、三月二十日にもこのオリエンツフィナンシャルはダイレクトメールを大量に発行しております。したがって、ほかにも今被害者が、この時間、この時点でもたくさん出ているということですので、金融庁も至急対応していただきたい。申し上げたいことは、警察が捜査をしていた、たぐのはもう結構で当たり前でございまして、お願いしたいし、金融庁もこういうホームページで公表するのも迅速にやってもらいたい。ただ、本人は取られたお金なかなか戻りません、やみ金だと。ですから、口座の凍結を早くしてあげないと、口座の凍結についてもっと敏感に対応してもらわないと、今現在だつてどんどん被害者が増えていくという点で、教訓にしたいだきたいという点でよろしく願いたいと思っております。大臣、一言いかがでしょうか。

○国務大臣(山本有二君) できる限り迅速に対応していきたいというふうに思います。

○大門実紀史君 この口座凍結に絡んで新しい手法が今始まっていますので、指摘をして、研究をしてもらいたいと思います。

お手元に図解でお配りをいたしました。これは出会い系サイトがやみ金取立てと一緒になっているような事例ですが、お金の仕組みがなかなかこれだと、すぐ先ほど言つた口座凍結がしにくいような仕組みになっています。

どういふことかといふと、出会い系サイトで、これは別にアダルト系とかじゃなく、普通の若い女の子とか男の子がメル友を探して普通のメールをやり取りするわけですけども、それがどんどん、ポイント制でなつてまして、相手とやり取りするためだんだんお金を使つてしまふという仕組みになつています。一週間で五万円ぐらい取られるような仕組みです。で、代金の請求が来ます。その場合に、銀行口座に振り込んでくれといふことじゃなくて、コンビニ支払となります。これは携帯電話で受付番号が届きまして、そこにコンビニへ行つて払つてくれとなります。コンビニ、例えばこのケースは、この相談を受けたケースはセブンイレブンですが、そのセブンイレブンのレジに番号をただメモして持つていくと。店員さんに渡すと、店員さんがレジでお金を受け取つてくれて領収書発行してくれると。それがセブンイレブンの店舗でいくとセブンイレブンのセーターに送られます。更にややこしいんですけども、電子マネー業者というのが間に入つてきます。ゲームチェックという会社です。そこからその出会い系サイトに振り込まれるという形です。これだけだと出会い系サイト使つてお金を払い込むだけですが、先ほど言いました使用料金が大変高い。思はず使つてしまふという中で、滞納者が出ます。そのときに、この出会い系サイトはもうやみ金に様変わりするわけですね。滞納者に違法の取立て、大体利用金額の十倍以上の取立てをやります。払わないと簡易裁判所に訴えて、社会的にまずいよとか仕事先に電話をしたりします。同時に、携帯に広告が載つてきます。即日お金貸しますよと。これがモビットとか三和ファイナンスもありますが、訳の分からないやみ金的な広告も一緒に出てくると。これで今被害者が出始めております。

実は、このアイニティプランニング、フィットウェブというのは、経済産業省、私はこの問題三月初めから追い掛けてきましたけども、今月の二十二日に特定商取法違反で業務停止を受けております。その理由は、表示義務違反と誇大広告というふうな理由で業務停止半年と三か月。この二つ名前ありますけど、これは別々の会社にしてますが、同じ場所をやつていいる会社です。それが業務停止を受けておりますが。

私は、もう誇大広告とかじゃなくて、そんなに甘い話じゃないといふことでずつとこの業者を追いつけてきましたけども、経済産業省はこういう悪質な取立てをやつていいることをつかんでおられるでしょうか。

○政府参考人(松井英生君) お答えいたします。今、先生御指摘の株式会社フィットウェブと有限会社アイニティプランニングは、先生御指摘のように、いわゆる出会い系サイトにおきまして表示義務違反や誇大広告を行うなど特定商取法違反を行つておりました。これ、表示義務違反といふのは、サイトに住所、電話番号、責任者名などを表示していなかったとか、あるいは広告メールの件名の最前部に未承諾広告米印というふうな法律上の義務を表示しなかったとか、それから誇大広告につきましては、実際には有償サイトへ誘引することを目的としたものであるにもかかわらず、広告を行つていいるサイトに完全無料というふうに表示をしておりました。

それから、会員が一万六千人程度であるにもかかわらず、広告を行つていいるサイトで会員数五十万人突破というふうに表示をしておりました。このため、先生御案内のとおり、経済産業省は三月二十二日に、株式会社フィットウェブに対して三か月間、それから有限会社アイニティプランニングに対して六か月間の通信販売の業務を停止するよう命じました。

この過程におきましては様々な苦情等々が寄せられておりました。この会社がいわゆる出会い系サイトにおきまして問題があるというところを把握しておりました関係上、このような立入調査を行ひまして、事実を確認して処分を行つたわけでございます。今後とも、消費者保護の観点から悪質な業者に

対しましては厳正に対処してまいりたいといふふうな思つております。

○大門実紀史君 いや、私が聞いているのはその処分の内容がなくて、処分の理由以外に、違法取立て、これをやつたことを経産省はつかんでおられますかと、それだけ答えてくれますか。

○政府参考人(松井英生君) お答えいたします。違法取立てを行つていたという事実については、我々は把握していません。

○大門実紀史君 そうすると、これは警察の仕事になりますか、違法取立てとなると。これは特定商取法、経産省ではなくて警察の方の話になるでしょうか。

○政府参考人(縄田修君) その取立て行為自体が、例えば生命、身体、財産に被害を加えるような目的で、まあこれは恐喝とかあるいは脅迫行為があるとかといふことになれば個別の事案を切り取つて刑事事件としてなり得る場合があるかもしれないし、別途、やみ金といふますか無登録の金融業者等が介在してくれば、そういった事案が発生するといふことになればそういう事案をとらえて対応していくと、こういうことにならうかと、こういうふうな思います。

○大門実紀史君 取りあえず、経産省が処分されたという経産省の対象業者ですから、そういう違法取立ての苦情も来ていると私は思うんですが、事案、もし御存じでなければこちらでお示しいたしますので、取りあえず特定商取法で処分した相手ですから、そういう事実関係も確認をしていただきたいと思いますが、いかがですか、経産省。

○政府参考人(松井英生君) この二社について確認をしようと、こういうことでございますか。

○大門実紀史君 私は、この事例は個別の案件で追い掛けてきたんですが、驚いたのは、先ほどから言つていいるやみ金の口座を押さえるといふ点でいくと、こういうスタイルをやみ金を取り始める

くなるなど思ふわけです。出てきません。利用者は払うのはコンビニです。受付番号ですね。利用者が被害届出しても口座が分かりません。振り込んだのはもうコンビニで、インターネット支払やつただけだ。で、結局、セブンイレブンのセーターから、しかも電子マネー業者というのが入ると、これまた大変やこしい世界です。そこから送金されるのが、相手の銀行口座がやつと出てくるというふうになると思います。

これから私は、やみ金はもう口座凍結というのが彼らも一番恐れておりますから、こういう仕組み、コンビニのインターネット支払を使つて、電子マネーを使つて最終的に口座に入れると、こういう手法がかなり、今もう既に始まつていいますけれども、拡大すると思つております。これを是非研究してほしいなといふふうに思いますけれども、警察庁と金融庁に、こういう新しい手法について研究してほしいと思ひますが、それぞれどういふふうにお考えか、聞きたいと思ひます。

○政府参考人(縄田修君) 現在、私も承知しておる限りでは、第三者あるいは架空名義の口座への振り込みとかあるいは私書箱ですね、使つたもので代金をやり取りしているという形でございますけれども、委員の御指摘のとおり、こういう形の手法を取り得るといふますが、当然取り得るわけで、委員がおっしゃられたように、正に犯罪者がこれを悪用していくといふますが、こういうことも大いに考えられることでありまして、私どももいたしましても事態につきましては十分研究をし、かつ各県からの報告も気を付けながらよく見て指導してまいりたいと、こういうふうな思ひます。

○政府参考人(佐藤隆文君) ただいま御指摘いただきましたコンビニエンスストアを経由して送金するスキームでございますけれども、この現状の枠組みの下では、この当該業者の銀行口座を把握して当局から情報提供するといふことには難しい面があるかと。

その理由といたしましては、被害者から当庁が

被害通報を受けましても、被害者自身が不正請求等に係る業者の銀行口座を把握していない、それから当該業者の銀行口座を把握しているコンビニエンスストアないしそのセンターにつきましても、金融庁の監督権限が及ばないという面がございます。

そこで、私どもとして現在取り組んでいることを一つ申し上げたいと思いますが、これは先般三月十三日でございますが、マネロン対策の強化ということで監督指針の改正を行いました。その中で、金融サービスの乱用事案における銀行内の適切な報告あるいは対応のための体制整備が行われているかどうかといった着眼点を入れておりますし、さらに取引の態様あるいは顧客の属性に照らして疑わしい取引を検出し監視し分析するような、そういう体制の整備が非常に重要である、こういうことを書き込みました。

御案内のとおり、非対面取引におきましては、正常な取引と不適切な取引をどのように区別するか、これは金融機関にとっても実務上なかなか難しい面があるかと思えますけれども、金融機関におきましては、今申し上げました監督指針上の着眼点を踏まえたりリスク管理の高度化の一環として、不適切な取引の洗い出し、これを高度化していくという、こういう取組をしていってほしいというふうな期待をしているところでございます。

金融庁といたしましても、金融機関あるいは警察当局と連携をして、この預金口座の不正利用の防止に引き続き取り組むということともに、上記の監督指針に沿って金融機関の取組状況を注視し、必要に応じて適切な監督ができるように検討してまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 とにかく、やみ金違法業者は次々新手法で、新しい手法でやっておりますし、こうなるともう経済産業省も是非この問題に御協力をいただきたいと思えます。とにかく機敏な対応をお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長(家西悟君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午後零時八分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第四八四号)

一、庶民大増税の反対に関する請願(第五一九号)

第四八四号 平成十九年三月十二日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ二四ノ
一一 小林耕治 外九十二名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第五一九号 平成十九年三月十四日受理
庶民大増税の反対に関する請願

請願者 新潟県五泉市大蔵一五〇 目黒司
外七百六十一名

紹介議員 近藤 正道君
この請願の趣旨は、第一一六号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

関税法の一部を改正する法律案
関税法の一部を改正する法律案

いう。「を削り」、「指定貨物に」を「特例申告貨物に」に改める。

第十四条第七号中「自動車、船舶、航空機その他政令で指定する物品を除く。」を削り、

「で、その入国の事由、滞在の期間、職業その他の事情を勘案して税関が適当と認めるもの」を

「自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。」に改め、同条第八号中「(自動車、船舶、航空機その他政令で定めるものを除く。)」に改め、

「ただし書を削る」。

第十九条第六項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第十九条の二第四項中「特例申告に係る」を削り、「指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第二十条第四項中「特例申告に係る」を削り、「指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同条第五項中「指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

別表第四〇四二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第二〇七・一〇号中「工業用アルコール」の下に「又は酢酸エチル若しくはエチルアルコール」を加え、同表第二八四・一・三〇号中「四・八」を「無税」に改める。

関税法の一部改正

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「保税蔵置場に」を削り、「総合保税地域に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第二号中「第六十二条(保税工場)」を「第六十一条の四に改め、「保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認」、「総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認」及び「総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認」に改め、同項第三号中「(総合保税地域)の許可」を削り、同項第三号中「(総合保税地域)に販売用貨物等」を「販売用貨物等」に改め、同項第四号中「(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」を「(外国貨物を置く場所の制限)に改

め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六十七条の二第二項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたものの(第一号、第二号、第三号の二及び前号に掲げるものを除く。 当該輸入の許可の時

第七条の二第二項中「税関長の指定を受けた貨物(以下「指定貨物」という。)であつて」を削り、同条第二項中「指定貨物」を「貨物(以下「特例申告貨物」という。))に改め、「当該許可ごとに」を削り、「指定貨物の」を「特例申告貨物の」に改め、同条第五項中「(変質又は損傷の場合の減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)」に、「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同条第六項中「同項の指定を受けようとする貨物の品名」を「その住所又は居所及び氏名又は名称」に改める。

第七条の三「指定貨物の」を削り、「指定貨物に」を「輸入申告に係る貨物(前条第四項に規定する貨物を除く。))に改める。

第七条の五第一号中「第七条の十二第一項第二号ハ」を「第七条の十二第一項第一号ハ」に、「同項第三号を「第二号」に、「二年」を「三年」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」の下に「若しくはロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

第七条の五第二号及び第三号を次のように改める。

め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六十七条の二第二項第二号(輸出申告又は輸入申告の時期)に該当して輸入申告がされた貨物であつて、輸入の許可を受けたものの(第一号、第二号、第三号の二及び前号に掲げるものを除く。 当該輸入の許可の時

第七条の二第二項中「税関長の指定を受けた貨物(以下「指定貨物」という。)であつて」を削り、同条第二項中「指定貨物」を「貨物(以下「特例申告貨物」という。))に改め、「当該許可ごとに」を削り、「指定貨物の」を「特例申告貨物の」に改め、同条第五項中「(変質又は損傷の場合の減税)」を「(変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)」に、「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同条第六項中「同項の指定を受けようとする貨物の品名」を「その住所又は居所及び氏名又は名称」に改める。

第七条の三「指定貨物の」を削り、「指定貨物に」を「輸入申告に係る貨物(前条第四項に規定する貨物を除く。))に改める。

第七条の五第一号中「第七条の十二第一項第二号ハ」を「第七条の十二第一項第一号ハ」に、「同項第三号を「第二号」に、「二年」を「三年」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号二を同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「イ」の下に「若しくはロ」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ イに規定する法律以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

第七条の五第二号及び第三号を次のように改める。

二 承認を受けようとする者が、特例申告を電子情報処理組織(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定

義に規定する電子情報処理組織をいう。
以下同じ。）を使用して行うことその他特例
申告貨物の輸入に関する業務を適正かつ確
実に遂行することができる能力を有してい
ないとき。

三 承認を受けようとする者が、特例申告貨
物の輸入に関する業務について、その者
（その者が法人である場合においては、そ
の役員を含む。）又はその代理人、支配人そ
の他の従業者がこの法律その他の法令の規
定を遵守するための事項として財務省令で
定める事項を規定した規則を定めていない
とき。

第七条の六及び第七条の七を次のように改め
る。

（規則等に関する改善措置）

第七条の六 税関長は、特例輸入者がこの法律
の規定に従つて特例申告を行わなかつたこと
その他の事由により、この法律の実施を確保
するため必要があると認めるときは、前条第
三号に規定する規則又は当該規則に定められ
た事項に係る業務の遂行に関し、その改善に
必要な措置を講ずることを求めることができ
る。

第七条の七 削除

第七条の八 第一項中「指定貨物（を）」貨物（
に、「指定貨物について特例申告に」を「貨物に
ついて特例申告に」に改め、「（当該前年におい
て当該輸入の予定地において輸入した指定貨物
について特例申告を行つたことがない場合にあ
つては、当該指定貨物について納付した又は納
付すべきことが確定した関税等の額の合計額の
十二分の一に相当する額）」を削り、同条第二項
中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」
に改める。

第七条の九 第一項中「特例申告に係る」を削
り、「指定貨物」を「特例申告貨物」に、「第七条の
十二 第一項第三号」を「第七条の十二 第一項第
二号」に改め、同条第二項中「第七条の十二 第一項

第三号」を「第七条の十二 第一項第二号」に改め
る。

第七条の十一 第二項中「指定貨物に係る」を
「特例申告貨物に係る」に、「特例申告に係る指
定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第七条の十二 第一項第一号を削り、同項第二
号中「又は口」を「から八まで又は第二号」に改
め、同号に次のように加える。

へ 第七条の六（規則等に関する改善措置）
の規定による税関長の求めに応じなかつ
たとき。

第七条の十二 第一項第二号を同項第一号と
し、同項第三号を同項第二号とする。

第七条の十五 第一項、第七条の十六 第二項、
第九条の二 第二項及び第十一 条中「特例申告に
係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第十二条第八項第一号中「特例申告に係る指
定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同項第四号
中「関税の納付前における郵便物の受取り」を
「郵便物の関税の納付等」に改め、「（納税の告
知）」を削り、同項第五号中「の逓及課税」、「（新
規供給者の不当廉売関税）」及び「（不当廉売関
税）」を削る。

第十二条の三 第四項中「同項」の下に「及び第
二項」を加える。

第十四条第四項第一号中「特例申告に係る指
定貨物」を「特例申告貨物」に改め、同項第三号
中「（関税の納付前における郵便物の受取り）」を
「（郵便物の関税の納付等）」に改め、同項第四号
中「の逓及課税」、「（新規供給者の不当廉売関
税）」及び「（不当廉売関税）」を削る。

第十五条の二を第十五条の三とし、第十五条
の次に次の一条を加える。

（積荷に関する事項の報告）

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七
項の規定により積荷に関する事項の報告があ
つた場合において、この法律の実施を確保す
るためその内容を明瞭にする必要があると認
めるときは、政令で定めるところにより、そ

の入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政
令で定める者に対し、報告を求めることがで
きる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、
遅滞なく、当該報告をしなければならない。

第十八条の二 第一項中「第十五条の二」を「第
十五条の三」に改め、同条第二項中「第十五条の
二 第一項」を「第十五条の三 第一項」に改め、同
条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に
改め、同条第四項中「第十五条の二 第一項」を
「第十五条の三 第一項」に改める。

第二十四条第三項第一号中「二年」を「三年」に
改め、同項第二号中「刑法（明治四十年法律第四
十五号）第二編第十四章（あへん煙に関する罪）、
外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第
二百二十八号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和
二十八年法律第十四号）、あへん法（昭和二十九
年法律第七十一号）、輸入品に対する国内消費
税の徴収等に関する法律（第一条趣旨）に規定す
る消費税法等その他の貨物の輸出入に關し罰則の
定めのある法令で政令で定めるもの」を「この法
律以外の法令」に改める。

第二十六条中「第十五条の二」を「第十五条の
三」に改める。

第三十四条ただし書を次のように改める。

ただし、第四十五条第一項ただし書許可
を受けた者の関税の納付義務等（第三十六
条、第四十一条の三、第六十一条の四、第六
十二条の七及び第六十二条の十五において準
用する場合を含む。）の規定により減却につい
て承認を受けた場合は、この限りでない。

第四十一条中「第六十二条 保税蔵置場につい
ての規定の準用」を「第六十一条の四」に改め、
「（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準
用）」及び「（保税蔵置場、保税工場及び保税展
示場についての規定の準用）」を削る。

第五十条から第五十五条までを次のように改
める。
（保税蔵置場の許可の特例）

第五十条 第四十二条第一項（保税蔵置場の許
可）の許可を受けている者であらかじめ税関
長の承認を受けた者（以下この節において「承
認取得者」という。）は、位置又は設備が財務
省令で定める基準に適合する場所において同
項に規定する行為（以下「外国貨物の蔵置等」
という。）を行おうとする場合には、その場所
を所轄する税関長に、その旨の届出をするこ
とができる。

2 前項の届出に係る場所については、当該届
出が受理された時において、第四十二条第一
項の許可を受けたものとみなして、この法律
の規定を適用する。この場合において、その
許可を受けたものとみなされる場所に係る当
該許可の期間は、同条第二項の規定にかかわ
らず、前項の承認が効力を有する期間と同一
の期間とする。

3 第一項の承認を受けようとする者は、その
住所又は居所及び氏名又は名称その他必要
事項を記載した申請書を、その住所又は居所
の所在地を所轄する税関長に提出しなければ
ならない。

4 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受
けなければ、その期間の経過によつて、その
効力を失う。

5 第一項の届出の手續その他前各項の規定の
適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（承認の要件）

第五十一条 税関長は、前条第一項の承認をし
ようとするときは、次に掲げる基準に適合す
るかどうかを審査しなければならない。

一 承認を受けようとする者が次のいずれに
も該当しないこと。

イ 第五十四条第一項（承認の取消し等）の
規定により前条第一項の承認を取り消さ
れた日から三年を経過していない者であ
ること。

ロ 現に受けている第四十二条第一項 保
税蔵置場の許可）の許可について、その

許可の日(二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日)から三年を経過していない者であること。

ハ 第四十三條第二号から第四号まで(許可の要件)に掲げる場合に該当している者であること。

二 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に関する業務を電子情報処理組織を使用して行うことその他当該業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していること。

三 承認を受けようとする者が、外国貨物の蔵置等に関する業務について、その者がその者が法人である場合においては、その役員を含む。又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するための事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていること。
(規則等に関する改善措置)

第五十二條 税関長は、承認取得者がこの法律の規定に従つて外国貨物の蔵置等に関する業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第三号に規定する規則又は当該規則に定められた事項に係る業務の遂行に関し、その改善に必要な措置を講ずることを求めることができる。

(承認の失効)

第五十三條 第五十條第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う。

一 承認取得者に係る保税蔵置場の全部について、第四十二條第一項(保税蔵置場の許可)の許可が失効したとき。
二 承認取得者が死亡した場合で、第五十五條において準用する第四十八條の二第二項(許可の承継)の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同

項の承認をしない旨の処分があつたとき。

三 承認の期間が満了したとき。

四 税関長が承認を取り消したとき。

(承認の取消し等)

第五十四條 税関長は、承認取得者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、第五十條第一項(保税蔵置場の許可の特例)の承認を取り消すことができる。

一 第五十一條第一号ハ(承認の要件)に該当することとなつたとき又は同条第二号に適合しないこととなつたとき。

二 第五十二條(規則等に関する改善措置)の規定による税関長の求めに応じなかつたとき。

2 税関長は、前項の規定により承認の取消しをしようとするときは、当該処分に係る承認取得者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による承認の取消しの手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(許可の承継についての規定の準用)

第五十五條 第四十八條の二第一項から第五項まで(許可の承継)の規定は、承認取得者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八條の二中「あり、かつ、製造済外国貨物が指定貨物であるときは」を「あるときは、製造済外国貨物(第七條の二第四項(申告の特例)に規定する貨物を除く。)」について」に改める。

第六十一條の三の次に次の二条を加える。

(保税蔵置場についての規定の準用)
第六十一條の四 第四十二條第二項及び第三項(保税蔵置場の許可)、第四十三條(許可の要件)、第四十三條の二第二項(外国貨物を置くことができる期間)並びに第四十三條の三か

ら第四十八條の二まで(外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の際の検査・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務等・休業又は廃業の届出・許可の失効・許可の取消し等・許可の承継)の規定は、保税工場について準用する。この場合において、第四十三條の三第一項中「三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間)」とあるのは「三月」と、「置こうとする場合」とあるのは「保税作業のため置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れ、た日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合」と、「こととなる日前」とあるのは「こととなる日前又は保税作業に使用する日前」と、第四十八條第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

(保税工場の許可の特例)

第六十一條の五 第五十六條第一項(保税工場の許可)の許可を受けている者であらじめ税関長の承認を受けた者は、位置又は設備が財務省令で定める基準に適合する場所において保税作業を行おうとする場合には、その場所を所轄する税関長に、その旨の届出をすることが出来る。

2 前項の届出に係る場所については、当該届出が受理された時において、第五十六條第一項の許可を受けたものとみなして、この法律及び関税定率法の規定を適用する。この場合において、その許可を受けたものとみなされる場所に係る当該許可の期間は、前条において準用する第四十二條第二項(保税蔵置場の許可)の規定にかかわらず、前項の承認が効力を有する期間と同一の期間とする。

3 第一項の承認を受けようとする者は、その住所又は居所及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を、その住所又は居所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

4 第一項の承認は、八年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二條を次のように改める。

(保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用)
第六十二條 第五十一條から第五十五條まで(承認の要件・規則等に関する改善措置・承認の失効・承認の取消し等・許可の承継についての規定の準用)の規定は、前条第一項の規定による承認について準用する。この場合において、第五十一條第一号ロ中「第四十二條第一項(保税蔵置場の許可)」とあるのは「第五十六條第一項(保税工場の許可)」と、同条第二号及び第三号並びに第五十二條中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、第五十三條第一号中「保税蔵置場」とあるのは「保税工場」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十七條中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第六十七條の二第二項中「係る貨物を」の下に「保税地域等(を、「指定した場所」の下に)をいう。第一号において同じ。」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該貨物を保税地域等に入れられないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

二 当該貨物につき、特例輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

第六十七條の二第二項中「前項ただし書の承認を受けた」を「前項各号のいずれかに該当す

る」に改める。

第六十七條の三第二項中「場所」の下に「又は当該貨物を外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港若しくは不開港」を加える。

第六十七條の四第二号中「受けようとする者が」の下に「特定輸出申告を電子情報処理組織を使用して行うことその他を、」を「適正」の下に「かつ確実」を加える。

第六十八條第一項ただし書中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第六十九條の二第一項第三号中「商標権」の下に「著作権、著作隣接権」を加える。

第六十九條の三第一項中「商標権者」の下に「著作権者、著作隣接権者」を加え、同条第六項中「育成者権者等」を「特許権者等」に改める。

第六十九條の四第一項中「商標権の下に」著作権、著作隣接権を加える。

第六十九條の七第一項中「ところにより、」の下に「当該特許権者等」を加える。

第六十九條の十二第六項第二号中「保税地域についての規定の準用等」を削り、「第六十二條保税蔵置場についての規定の準用」を「第六十一條の四」に改め、「(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及び(保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用)」を削る。

第六十九條の十七第一項中「ところにより、」の下に「当該特許権者等」を加える。

第七十二條及び第七十三條第一項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第七十五條中「陸揚げされた貨物」の下に「(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八條の四第一項及び第二項並びに第百十一條第一項第一号において同じ。)」を加える。

第七十六條第一項中「第六十七條を」郵便物については、第六十七條に、「第七十條を」

「及び第七十條に、」及び前條の規定は、郵便物については適用しない」を「の規定は適用せず、前條中「仮に陸揚げされた貨物(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八條の四第一項及び第二項並びに第百十一條第一項第一号において同じ。)」を除く」とあるのは、「(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八條第一項(輸出の許可等)の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同條の規定を適用するに改める。

第七十七條第二項中「書類を」書面」に改め、同条第三項中「受け取る際」を「受け取る前に」に、「納付しなれば」を「納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を郵便事業株式会社」に委託しなれば」に改め、同条第五項中「当該郵便物を受け取つたを」第三項の規定により当該郵便物に係る関税を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付したに、「同項の書類を」第一項の書面に、「(賦課決定通知書)」を「(賦課決定)」に改める。

第七十七條の次に次の四條を加える。

(郵便物に係る関税の納付委託)

第七十七條の二 郵便物に係る関税を納付しようとする者は、前条第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に同条第四項の納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。

2 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、前項の規定により納付しようとする税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付したときは、当該交付した日に当該関税の納付があつたものとみなして、第十二條(延滞税)の規定を適用する。

(郵便事業株式会社による関税の納付等)
第七十七條の三 郵便事業株式会社は、前条第

一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに、当該委託を受けた関税の額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)に納付しなればならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

2 郵便事業株式会社は、前条第一項の規定により郵便物に係る関税を納付しようとする者の委託に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を税関長に報告しなければなら

い。

3 郵便事業株式会社が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を郵便事業株式会社が徴収する。

4 税関長は、第一項の規定により郵便事業株式会社が納付すべき関税については、郵便事業株式会社に對して前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法第四十條(滞納処分)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る前条第一項の規定による委託をした者から徴収することができない。

5 税関長は、第二項の規定による報告があつた場合において必要があると認めるときは、郵便事業株式会社に對し、当該報告に係る郵便物に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。

(帳簿の備付け)
第七十七條の四 郵便事業株式会社が、政令で定めるところにより、第七十七條の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により

委託を受けた関税の納付に関する事務に係る事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿を保存しなければなら

ない。

(違法行為等の是正)
第七十七條の五 税関長は、郵便事業株式会社が第七十七條の三第二項(郵便事業株式会社に對する関税の納付等)若しくは前條の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、郵便事業株式会社に對し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 郵便事業株式会社が、前項の規定による税関長の求めがあつたときは、遅滞なく当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を税関長に報告しなければなら

ない。

第七十九條第一項第二号中「保税蔵置場に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第三号中「保税工場に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第三号の二中「総合保税地域に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第三号の三中「保税蔵置場に」を削り、「第六十二條(保税工場)」を「第六十一條の四」に、「総合保税地域に外国貨物」を「外国貨物」に改め、同項第四号中「指定保税地域の」を削り、「(保税蔵置場の許可の失効後における外国貨物(第六十二條(保税工場))を(許可の失効(第六十一條の四)に改め、(保税展示場)及び(総合保税地域)」を削り、同項第五号中「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「(外国貨物を置く場所の制限)」に改める。

第九十四條第一項中「特例申告に係る指定貨物」を「特例申告貨物」に改める。

第一百條第二項中「(保税蔵置場)」、「(保税工場)」、「(保税展示場)」、「(総合保税地域)」及び「保税蔵置場の」を削り、「(第六十二條を(第六十一條の四)に改める。

第一百五條第一項第三号中「第六十二條(保税工場)」を「第六十一條の四」に改め、「(総合保税地

域」を削り、「保税作業のため保税工場から出す外国貨物の検査」を「保税工場外における保税作業」に改め、「保税展示場」を削り、「係る検査」に係る手続に改め、「外国貨物の積戻し」を削り、「郵便物の検査」を「郵便物の輸出入の簡易手続」に改める。

第百八条の四第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の」を削り、同条に次の二項を加える。

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「七百万円」に改め、同条第三項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の」を削り、同条に次の二項を加える。

4 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百九条の二第一項中「五年」を「七年」に、「五百万円」を「七百万円」に改め、同条第二項中「罪を犯す目的をもつてその予備をした者又は同項の」を削り、同条に次の二項を加える。

3 第一項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十一条を次のように改める。

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けないで当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

2 第六十七条の申告又は検査に際し通関業者の偽つた申告若しくは証明又は偽つた書類の提出により貨物を輸出し、又は輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十三條の三及び第百十三條の四を削る。

第百十四條中「該当する者は、」の下に「二年以下の懲役又は」を加える。

第百十四條の二「該当する者は、」の下に「二年以下の懲役又は」を加え、第一号を第一号の二とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十五條の二第二項（積荷に関する事項の報告）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十四條の二第九號の次に次の一号を加える。

九の二 第七十七條の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

第百十五條第一項中「該当する者は、」の下に「二年以下の懲役又は」を加え、同項第一号中

「第十五條の二第一項を第十五條の三第一項」に改め、同項第二号中「第十五條の二第二項」を「第十五條の三第二項」に改め、同項第三号中「第十五條の二第三項」を「第十五條の三第三項」に改め、同条第二項中「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同項第一号中「第十五條の二第一項を第十五條の三第一項」に改め、同項第二号中「第十五條の二第二項」を「第十五條の三第二項」に改め、同項第三号中「第十五條の二第三項」を「第十五條の三第三項」に改める。

第百十五條の二「該当する者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第三号中「保税地蔵置場及び保税工場」を削り、同条第四号中「保税地蔵置場及び保税工場」を削り、同条規定の準用」を削り、同条第六号中「指定保税地域」を削り、同条第七号中「保税地蔵置場、保税工場及び保税展示場」を削り、同条第八号中「第六十二條保税地蔵置場」を削り、同条第九号中「第六十一條」を削り、同条に次の一條を加える。

第百十五條の三 第六十九條の二十一第一項（専門委員）の規定に違反して秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百十六條中「過失により」の下に「第百十一條第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）」を加え、「第百十三條の三（偽つた申告をする等の罪）」を削り、「前条を第百十五條の二に改め、」第十三号を除く。）の下に「帳簿の記載を怠つた等の罪」を加える。

第百十七條第一項中「輸出入する」を「輸出入する等の」に改め、「第百十三條の三（偽つた申告をする等の罪）」を削る。

第百十八條第一項中「輸出入する」を「輸出入する等の」に改める。

第百三十六條の二「第百十三條の三（偽つた申告をする等の罪）」を「第百十一條第一項第二号（許可を受けないで輸出入する等の罪）」に改める。

「（新規格供給者の不当廉売関税）」（「不当廉売関税」及び「（新規格供給者に係る不当廉売関税の課税停止）」を削る。

第九條の四「郵便物」を「賦課課税方式が適

号（許可を受けないで輸出入する等の罪）に、「同条の」を「同号の」に改める。

第三条 関税法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條の二」を「第七十八條の三」に改める。

第四条第一項第五号中「積み込まれないもの又は」を「積み込まれないもの若しくは」に改め、「到着しないもの」の下に「又は第六十三條の二第一項（郵便物の保税運送）の規定により届け出て運送された郵便物で、第六十五條の二第一項（運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収）に規定する期間内に運送先に到着しないもの」を加え、「積み込み又は」を「積み込み若しくは」に改め、「（發送された時）」の下に「又は第六十三條の二第一項の規定による運送に係る郵便物が發送された時」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 第七十六條第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定による提示がされた郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）並びに第一号、第五号及び次号に掲げるものを除く。）当該提示がされた時

第四條第一項第八号中「通知」を「提示」に改める。

第六條の二第一項第二号口を次のように改める。

口 郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第七十六條第三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の政令で定める場合に係るものを除く。）に対する関税

第六條の二第一項第二号ハ中「の遡及課税、」（「新規格供給者の不当廉売関税、」（「不当廉売関税」及び「（新規格供給者に係る不当廉売関税の課税停止）」を削る。

第九條の四「郵便物」を「賦課課税方式が適

用される郵便物」に改める。

第三十条第一項第三号中「郵便物」を「特定郵便物(第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定による通知に係る郵便物輸入されるものに限る。及び信書のみを内容とする郵便物をいう。第六十三条の二第一項において同じ。)」に改め、同項第四号中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

第六十三条第一項中「除く。」の下に「次条第一項及び第六十五条の三を除き。」を加え、「許可を受けて保税地域外に置く外国貨物」を「(外国貨物を置く場所の制限)に改め、「相互間」の下に「次条第一項において「特定区間」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(郵便物の保税運送)

第六十三条の二 郵便物(特定郵便物を除く。)は、税関長に届け出て、特定区間に限り、外国貨物のまま運送することができる。

2 前項の運送に際しては、運送目録を税関に提示し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の規定による届出に係る郵便物が運送先に到着したときは、その届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録を、遅滞なく到着地の税関に提示し、その確認を受けなければならない。

4 第一項の規定による届出をした者は、前項の確認を受けた運送目録をその届出をした税関長に提出しなければならない。

5 第一項の届出の手続その他前各項の規定の適用に必要な事項は、政令で定める。

第六十四条第一項中「左の各号」を「次に」に、「前条第一項前段」を「第六十三条第一項前段(保税運送)」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前条第四項」を「第六十三条第四項」に改める。

第六十五条の二中「(保税運送)」の下に、「第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)」を加え、同条を第六十五条の三とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)

第六十五条の二 第六十三条の二第一項(郵便物の保税運送)の規定により届け出て運送された郵便物(輸出されるものを除く。)が発送の日の翌日から起算して七日以内に運送先に到着しないときは、同項の規定による届出をした者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 第六十三条の二第一項の規定により届け出て運送された郵便物が運送先に到着する前に亡失した場合には、同項の規定による届出をした者は、直ちにその旨を当該届出をした税関長に届け出なければならない。

第七十三条の次に次の一条を加える。

(輸出を許可された貨物とみなすもの)

第七十三条の二 第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された郵便物(輸出されるものに限る。)は、この法律の適用については、輸出を許可された貨物とみなす。

第七十六条第一項中「郵便物」を「郵便物(その価格輸入されるものについては、課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。))及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第九十四条の二第九号において同じ。)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 郵便事業株式会社は、輸出され、又は輸入される郵便物(信書のみを内容とするものを除く。)を受け取ったときは、当該郵便物を輸出し、又は輸入しようとする者から当該郵便

物につき第六十七条の申告を行う旨の申し出があつた場合その他の政令で定める場合を除き、当該郵便物を税関長に提示しなければならない。

第七十六条に次の一項を加える。

5 税関長は、第一項ただし書の検査が終了したとき又は当該検査の必要がないと認めるときは、郵便事業株式会社にその旨を通知しなければならない。

第七十六条の次に次の一条を加える。

(交付前郵便物に係る関税の徴収)

第七十六条の二 前条第五項の規定による通知に係る郵便物(輸入されるものに限る。)であつて名あて人に交付される前のもの(以下この条において「交付前郵便物」という。)が亡失し、又は滅却されたときは、郵便事業株式会社から、直ちにその関税を徴収する。ただし、交付前郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りでない。

2 第四十五条第二項(許可を受けた者の関税の納付義務等)の規定は、前項ただし書の承認について準用する。

3 交付前郵便物が亡失した場合には、郵便事業株式会社は、政令で定めるところにより、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

第七十七条第一項中「郵便物」を「郵便物(賦課課税方式が適用されるものに限る。以下この条から第七十七条の三まで及び第七十八条において同じ。)」に改める。

第六章第八節中第七十八条の二を第七十八条の三とし、第七十八条の次に次の一条を加える。

(郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し) 第七十八条の二 郵便事業株式会社は、輸出の許可を受けた郵便物であつて輸出されてい

り戻す旨の請求があつた場合その他の政令で定める場合には、直ちにその旨を税関長に通知するとともに、当該郵便物を当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたもの)とみなされる場合にあつては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際に入れた保税地域に入れない限りは、当該郵便物の輸出の許可を取り消さなければならない。

2 税関長は、前項の規定による通知を受けた場合にあっては、同項の郵便物が同項の保税地域に入れたときは、当該郵便物の輸出の許可を取り消さなければならない。

3 税関長は、前項の規定により輸出の許可を取り消したときは、第一項の差出人に対し、その旨を通知しなければならない。

4 前三項の規定は、輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されしていないものについて準用する。この場合において、第一項中「当該輸出の許可を受けた際(第七十三条の二(輸出を許可された貨物とみなすもの)の規定により当該許可を受けたもの)とみなされる場合にあっては、第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された際」とあるのは「当該輸入の許可を受けた際」と、前項中「第一項の差出人」とあるのは「当該郵便物の名あて人」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十九条の二第一項中「第六十五条の二」を「第六十五条の三」に改める。

第一百零四条の二第五号中又は第三項(保税運送)を「若しくは第三項(保税運送)又は第六十三条の二第一項若しくは第二項(郵便物の保税運送)」に改め、同条第六号中「第六十三条第五項本文」の下に「又は第六十三条の二第三項」を加える。

(関税暫定措置法の一部改正)

第四條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三

十六号の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第二項第三号中「及び同法第四十五条第一項ただし書」を「同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第四十五条第一項第三号」に改め、同項第五号中「以下「一般協定」を「第七条の六第四項第二号において「一般協定」に改める。

第七条の四第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

第七条の五第一項中「平成十八年度まで」を「平成十九年度まで」に改め、同項第一号中「第八条の七第二項」を「第八条の六第二項」に、「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同項第二号中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第三項中「第八条の七第一項」を「第八条の六第二項」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改める。

第七条の八の見出しを「（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）」に改め、同条第一項中「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（以下この条において「シンガポール協定」という。）を「（経済連携協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条8(b)に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定

めるものをいう。以下同じ。）」に、「シンガポール協定第十四条一」を「当該経済連携協定」に、「第八項」を「第六項及び第七項」に、「シンガポール特定貨物」を「特定貨物」に、「シンガポール協定第十八条一」を「当該経済連携協定」に改め、「二年以内に限り」を削り、同項第一号中「シンガポール協定附属書一」を「当該経済連携協定」に改め、同項第二号中「次のうちいずれか低い税率」を「関税定率法別表に定める税率第二号の税率の適用があるときは、その適用される税率」及び協定税率のうちいずれか低いもの（以下「実行税率」という。）に改め、イ及びロを削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「シンガポール協定第十八条3(d)」を「当該経済連携協定」に、「当該措置の開始の日から三年以内に限り、当該措置」を同項の規定により指定された期間」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「シンガポール協定第十八条3(c)」に規定する協議により」を「当該経済連携協定の規定に基づき」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「シンガポールにおいてシンガポール協定第十八条一の規定による措置」を「経済連携協定の我が国以外の締約国において当該経済連携協定の規定に基づき関税の緊急措置」に、「シンガポールの」を「我が国以外の締約国の」に、「シンガポール協定第十八条4」を「当該経済連携協定の規定に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「シンガポール」を「我が国以外の締約国」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「シンガポール特定貨物」を「特定貨物」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 政府は、前項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、当

該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、実行税率の範囲内において関税率を引き上げること。

8 政府は、第六項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならない。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定された貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該課税部分の関税についても、同様とする。

第七条の八第九項から第十一項までを削り、同条第十二項を同条第九項とする。

第七条の九及び第七条の十を次のように改める。

第七条の九及び第七条の十 削除

第八条の二第三項中「第一項第一号及び第二号に掲げる物品（これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。）並びに別表第五に掲げる物品（関税定率法別表第一に掲げる物品にあっては、同表に定める税率が無税とされているもの）」を「別表第五に掲げる物品以外のもの（関税定率法別表（別表第一に掲げる物品にあっては、同表並びに同項第一号及び第二

号に定める税率が無税とされている物品並びに同項第三号に掲げる物品）」に、「又は第一項第一号」を「又は同項第一号」に改める。

第八条の三第一項中「物品及び」を「物品及び期間並びに」に改め、同条第二項中「前条第一項各号又は別表第五に掲げる物品」を「別表第五に掲げる物品以外のもの」に改める。

第八条の四第一項中「同法第六十二条」を「同法第六十一条の四」に、「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知を「（郵便物の輸出入の簡易手続の規定による提示（課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの、寄贈品であるものその他の政令で定めるものを除く。）に係るものを除く。第八条の六第四項において同じ。）」に改める。

第八条の六の見出しを「（経済連携協定に基づく関税割当制度等）」に改め、同条第一項中「メキシコ協定附属書一の日本国の表」を「経済連携協定」に改め、「及び次条」及び「平成二十二年三月三十一日までに」を削り、同条第二項中「メキシコ協定附属書一の日本国の表」を「（経済連携協定）に改め、「輸出国」の下に「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）」を加え、「（次条に規定する物品を除く。）」を削り、「メキシコ」を「当該経済連携協定の我が国以外の締約国」に改め、「平成二十二年三月三十一日までに」を削り、同条第四項中「平成二十三年度までの」を削り、「メキシコ協定附属書一の日本国の表」を「（経済連携協定）」に、「（郵便物を受け取った旨の通知）」の規定による提示を「（郵便物の輸出入の簡易手続）」の規定による提示に改め、同条第五項中「メキシコ協定附属書一の日本国の表」を「当該経済連携協定」に、「注釈番号」を「番号その他の記号」に改める。

第八条の七及び第八条の八 削除

第九条第二項中「メキシコ協定附属書一の日本国の表」を「経済連携協定」に改める。

第十三条第一項中「保税工場に」を「保税工場（同法第四十三條第一項（自由貿易地域又は特別自由貿易地域における事業の認定）の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けたる者がした関税法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）の規定による届出により同条第二項の規定により同法第五十六条第一項（保税工場の許可）の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する沖縄振興特別措置法第四十一条第一項（自由貿易地域の指定の規定により自由貿易地域として指定された地域又は同法第四十二条第一項（特別自由貿易地域の指定の規定により特別自由貿易地域として指定された地域の区域内にある土地又は施設に係るものを含む。）に」に改め、（「保税工場の許可」を削り、「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第十四条第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第十七条中「若しくは」を「又は」に改め、「忌避した者は、」の下に「二年以下の懲役又は」を加える。

別表第一第〇四〇二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表第一〇〇一・一〇号、第一〇〇一・九〇号、第一〇〇三・〇〇号、第一〇〇八・九〇号、第一〇〇一・〇〇号、第一一二・九〇号、第一一〇三・一一号から第一一〇三・二〇号まで、第一一〇四・一九号、第一一〇四・二九号、第一一〇八・一一号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第一九〇四・一〇号から第一九〇四・九〇号まで及び第二一〇六・九〇号中「及び同法第四十五条第一項ただし書を」、同法第四十三条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものと並びに同法第四十五条第一項第三号」に改める。

別表第一の三中「平成一九年三月三十一日」を「平成二〇年三月三十一日」に改め、同表第四〇四・二・一〇号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成一九年三月三十一日」を「平成二〇年三月三十一日」に改める。

別表第四及び別表第五を次のように改める。

項 名	品	目
一 関稅定率法別表(以下この表において「関稅率表」という。)第二五〇一・〇〇号の一に掲げる物品		
二 関稅率表第二七一〇・一一号の一の(一)のAの(b)、B若しくはC、(二)若しくは(三)、第二七一〇・一九号の一、第二七一一・一四号の一、第二七一一・一九号の二、第二七一一・二二号又は第二七一一・二九号に掲げる物品		
三 関稅率表第四一〇一・二〇号の二、第四一〇一・五〇号の二、第四一〇一・九〇号の二、第四一〇四・一一号の二、第四一〇四・一九号の二、第四一〇四・四一號の一の(一)若しくは二、第四一〇四・四九号の一の(一)若しくは二、第四一〇五・三〇号の一、第四一〇六・二二号の一、第四一〇七・一一号の二、第四一〇七・一二号の二、第四一〇七・一九号の二、第四一〇七・九一號の二、第四一〇七・九二號の二、第四一〇七・九九号の二、第四一二・〇〇号の二の(一)又は第四一二・一三・一〇号の二		

二の(一)に掲げる物品	四 関税率表第四四二・一〇号の一又は第四四二・三一号から第四四二・三九号までに掲げる物品	五 関税率表第四六〇一・二九号の一又は第四六〇一・九四号の三の(一)に掲げる物品	六 関税率表第五〇〇七・二〇号又は第五〇〇七・九〇号に掲げる物品 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 第八条の五第二項において準用する関稅定率法第九条の二第一項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの 関稅率表第五〇〇二・〇〇号の二に掲げる物品のうち 独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第二条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第一条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの	七 関稅率表第五二〇五・一一号の二、第五二〇五・一二号の二、第五二〇五・一三号の二、第五二〇五・一四号の二、第五二〇五・一五号の二、第五二〇五・二一号の二、第五二〇五・二二号の二、第五二〇五・二三号の二、第五二〇五・二四号の二、第五二〇五・二六号の二、第五二〇五・二七号の二、第五二〇五・二八号の二、第五二〇五・三一号の二、第五二〇五・三二号の二、第五二〇五・三三号の二、第五二〇五・三四号の二、第五二〇五・三五号の二、第五二〇五・四一号の二、第五二〇五・四二号の二、第五二〇五・四三号の二、第五二〇五・四四号の二、第五二〇五・四六号の二、第五二〇五・四七号の二、第五二〇五・四八号の二、第五二〇六・一一号の二、第五二〇六・一二号の二、第五二〇六・一三号の二、第五二〇六・一四号の二、第五二〇六・一五号の二、第五二〇六・二一号の二、第五二〇六・二二号の二、第五二〇六・二三号の二、第五二〇六・二四号の二、第五二〇六・二五号の二、第五二〇六・三一号の二、第五二〇六・三二号の二、第五二〇六・三三号の二、第五二〇六・三四号の二、第五二〇六・三五号の二、第五二〇六・四一号の二、第五二〇六・四二号の二、第五二〇六・四三号の二、第五二〇六・四四号の二、第五二〇六・四五号の二、第五二〇七・一〇号の二の(一)、第五二〇七・九〇号の二の(一)、第五二〇八・一一号から第五二〇八・四九号まで、第五二〇九・一一号から第五二〇九・四九号まで、第五二一〇・一一号から第五二一〇・四九号まで、第五二一一・一一号から第五二一一・四九号まで、第五二一二・一一号から第五二一二・一四号まで又は第五二一二・二二号から第五二一二・二四号までに掲げる物品 関稅率表第五二〇八・五一号から第五二〇八・五九号まで、第五二〇九・五一号から第五二〇九・五九号まで、第五二一〇・五一号、第五二一〇・五九号、第五二一一・五一号から第五二一一・五九号まで、第五二一二・一五号又は第五二一二・二五号に掲げる物品のうち ろうけつ染めしたものの手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産
-------------	---	---	--	---

八	国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限り、(一)以外のもの 関税率表第五八〇一・二二二号の二、第五八〇一・二二三号の二、第五八〇一・二二四号の二、第五八〇一・二二五号の二、第五八〇一・二二六号の二、第五八〇三・二〇〇号の二、又は第五八一一・二〇〇号の二の(二)に掲げる物品
九	関税率表第六一類に掲げる物品 関税率表第六一・一三・二〇〇号の一及び第六一・一七・八〇号の一に掲げる物品並びに第六一・一六・一〇〇号の一の(二)及び二の(二)に掲げる物品のうち手袋を除く。
一〇	関税率表第六二・一〇一項から第六二・一〇八項まで、第六二・一九・二〇〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一九・三〇〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一九・九〇〇号の二の(一)若しくは(二)のB、第六二・一〇一項又は第六二・一〇二項に掲げる物品
一一	関税率表第六三・二〇一・一〇号、第六三・二〇二・四〇号、第六三・二〇三・一二号、第六三・二〇三・一九号、第六三・二〇四・一一号又は第六三・二〇四・九一五号に掲げる物品
一二	関税率表第六四・一〇三項、第六四・一〇四項、第六四・一〇五・一〇号の一若しくは二又は第六四・一〇五・九〇号の一に掲げる物品

別表第五 特別特恵関税例外品目表(第八條の二、第八條の三関係)

項 目	品 目
一	関税率表別表(以下この表において「関税率表」という。)(第〇三〇一・一九九号の二の(一)、第〇三〇二・四〇〇号、第〇三〇二・五〇〇号、第〇三〇二・六一〇号の一、第〇三〇二・六四〇号、第〇三〇二・六九〇号の一、第〇三〇三・五一〇号、第〇三〇三・五二〇号、第〇三〇三・七九〇号の一、第〇三〇三・八〇〇号の二、第〇三〇四・一九九号の一の(一)若しくは二の(一)、第〇三〇四・二九〇号の一、第〇三〇四・九九〇号の一、第〇三〇五・一〇〇号、第〇三〇五・五一〇号、第〇三〇五・六一〇号から第〇三〇五・六三〇号まで、第〇三〇五・六九〇号の二、第〇三〇七・二二〇号、第〇三〇七・二九〇号、第〇三〇七・四九〇号の二、第〇三〇七・九一〇号の二又は第〇三〇七・九九〇号の一の(一)若しくは二の(一)若しくは(二)に掲げる物品 関税率表第〇三〇二・七〇〇号の一又は第〇三〇五・二〇〇号の三に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)の卵 関税率表第〇三〇五・三〇〇号の二又は第〇三〇五・五九〇号の二に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエンクラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)又はさんま(コラピス属のもの) 関税率表第〇三〇七・四一〇号、第〇三〇七・四九〇号の一、第〇三〇七・九一〇号の三又は第〇三〇七・九九〇号の一の(二)に掲げる物品のうち

二	もんごういか以外のもの 関税率表第〇三〇七・九一〇号の四の(二)に掲げる物品のうち 軟体動物(赤貝生きているものに限り)、あわび、あさり及びしじみを除く。 関税率表第〇三〇七・九九〇号の一の四のBに掲げる物品のうち あわび、あさり及びしじみ以外のもの 関税率表第〇三〇七・九九〇号の二の四のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限る。)(以外のもの)
三	関税率表第一〇二・九〇号の三、第一〇三・一九九号の四、第一〇三・二〇〇号の三の(一)、第一〇四・一九九号の二の(一)、第一〇四・二九〇号の二又は第一〇八・二〇〇号に掲げる物品 関税率表第一〇八・一二〇号から第一〇八・一九九号までに掲げる物品のうち 第八條の五第二項において準用する関税率表第九條の二第二項の規定により割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの(でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングル、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものに限る。)(以外のもの)
四	関税率表第一二二・二〇〇号の一の(一)又は(二)に掲げる物品 関税率表第一二二・二〇〇号の一の(三)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)及びわかめ(ウナダリア・ピンナティフィダ)以外のもの
五	関税率表第一七〇一・一一〇号の二、第一七〇一・一二二号の二、第一七〇一・九一〇号、第一七〇一・九九〇号、第一七〇二・三〇〇号の二の(一)又は第一七〇二・九〇〇号の五の(二)のAに掲げる物品 関税率表第一七〇二・四〇〇号の二又は第一七〇二・六〇〇号の二に掲げる物品のうち 砂糖を加えたもの 関税率表第一七〇二・九〇〇号の一に掲げる物品のうち

六	分みつ糖 関税率表第一七〇・二・九〇号の二に掲げる物品のうち 分みつ糖のもの
七	関税率表第一九〇・一・二〇号の二の(一)のA若しくはDの(b)若しくは(三)、第一九〇・一・九〇号の二の(二)のA若しくはDの(b)、第一九〇・四・一〇号の二の(一)又は第一九〇・四・二〇号の二の(一)に掲げる物品 関税率表第一九〇・一・九〇号の二の(三)又は第一九〇・四・九〇号の二に掲げる物品のうち 米の含有量が全重量の三〇％を超えるもの
八	関税率表第二二〇・六・九〇号の二の(一)のAに掲げる物品 関税率表第二二〇・六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち 分みつ糖のもの 関税率表第二二〇・六・九〇号の二の(三)のEの(a)のハの(イ)に掲げる物品のうち 各成分のうち第一二二・二〇号の物品の重量が最大のもの 関税率表第二二〇・六・九〇号の二の(四)のEの(b)のハの(ロ)のⅡの(Ⅱ)に掲げる物品のうち 第一二二・二〇号の物品(ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)を除く)のもの
九	関税率表第三五〇・三・〇〇号の三に掲げる物品 関税率表第四二・〇・三項に掲げる物品 関税率表第四三〇・二・一九号から第四三〇・二・三〇号まで、第四三〇・三・一〇号又は第四三〇・三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの
一〇	関税率表第六四・〇・一〇項、第六四・〇・二項又は第六四・〇・六項に掲げる物品
一一	関税率表第九一・三・九〇号の二に掲げる物品

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第七条の九から第七条の十一まで及び第八条の七から第八条の九までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中関税法第十五条の二を同法第十五条の三とし、同法第十五条の次に一条を加え

る改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第八十八条の四から第九十九条の二までの改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十三条の三から第九十四条までの改正規定、同法第九十四条の二の改正規定(同法第九号の次に一号を加える部分を除く)、同法第九十五条の改正規定、同法第九十五条の二の改正規定(該当する者は「の下に」一年以下の懲役又はをを加え

る部分に限る。)、同条の次に一条を加える改正規定、同法第九十六条から第九十八条までの改正規定及び同法第九十六条の二の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第十七条の改正規定並びに附則第十一条中通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第六十六条の改正規定及び附則第十三条の規定、平成十九年六月一日

二 第二条中関税法第六十九条の二から第六十九条の四までの改正規定、著作権法の一部を改正する法律(平成十八年法律第百二十一号)の施行の日(平成十九年七月一日)

三 第二条中関税法第四条の改正規定、同法第七条の二第二項の改正規定(「当該許可」とを削る部分に限る。)、同法第三十四条の改正規定、同法第四十一条の改正規定、同法第五十条から第五十五条までの改正規定、同法第六十一条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十二条の二の改正規定、同法第六十九条の十二の改正規定、同法第七十九条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十五条の二第八号の改正規定並びに第四条中関税暫定措置法第八十八条の四第一項の改正規定(同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分に限る。)、及び同法第十三条第一項の改正規定(平成十九年三月三十一日)を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。並びに附則第六条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七十七条の改正規定、附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第二条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定及び同法第十条の改正規定、附則第十一条

中通関業法第二条第一号イの(1)の四の改正規定並びに附則第十四条の規定、平成十九年十月一日

四 第二条中関税法第七十七条の改正規定、同条の次に四條を加える改正規定及び同法第九十四条の二第九号の次に一号を加える改正規定並びに附則第七條中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條の改正規定及び同法第二十四条の改正規定、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日

五 第三条の規定並びに第四条中関税暫定措置法第八條の四第一項の改正規定(同法第六十二条を「同法第六十一条の四」に改める部分を除く。及び同法第八條の六第四項の改正規定(「郵便物を受け取った旨の通知」の規定による通知)を「郵便物の輸出入の簡易手続の規定による提示」に改める部分に限る。))並びに次条、附則第六條中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第九條の改正規定、附則第八條の規定、附則第十條の規定及び附則第十二條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第五条の規定及び附則第九條の規定、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又はこの法律の施行の日(いずれか遅い日)

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第五号に掲げる規定の施行の日前に、第三条の規定による改正前の関税法第七十六條第三項の規定による通知がされた郵便物については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 平成十九年度に限り、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法第七條の五の規定の適用については、同条第一項第一号中「第八条

の六第二項」とあるのは「第八条の六第二項又は
関税法第百九条の一部を改正する法律（平成十九
年法律第 号）第四条の規定による改正前
の関税暫定措置法（第三項において「旧暫定法」
という。）第八条の七第一項」と、同条第三項中
「第八条の六第二項」とあるのは「第八条の六第
二項又は旧暫定法第八条の七第一項」とする。
（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条ただし書に規定す
る規定については、当該規定の施行前にした
行為に対する罰則の適用については、なお従前
の例による。）

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに規定するもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する
法律の一部改正）

第六条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関
する法律の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「保税工場」の下に「（関税法
第六十一条の五第二項の規定により同法第五十
六条第一項の許可を受けたものとみなされる場
所を含む。）」を加え、「同条第二号」を「前条第
二号」に改める。

第九条の見出しを「（税関検査の免除等）」に改
め、同条中「左に」を「次に」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 合衆国軍事郵便線路上にある郵便物につ
いては、関税法第三十条第一項本文、第六十三
条の二及び第七十六条第三項の規定は適用し
ない。
（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する

法律の一部改正）

第七条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「規定する保税工場の下に
（同法第六十一条の五第二項（保税工場の許可
の特例）の規定により同法第五十六条第一項の
許可を受けたものとみなされる場所を含む。）」
を加える。

第三条第一号中「関税法第六十二条」を「関税
法第六十一条の四」に改める。

第四条第二項中「第四十二条」を「第四十二
条第一項」に改め、「規定する保税蔵置場の下に
（同法第五十条第二項（保税蔵置場の許可の特
例）の規定により同法第四十二条第一項の許可
を受けたものとみなされる場所を含む。）」を加
える。

第七条第二項中「書類」を「書面」に改め、同条
第三項中「受け取る際」を受け取る時までに
「（納付しなれば）を納付し、又は次項若し
くは第五項の規定によりその内国消費税の納付
を郵便事業株式会社に委託しなれば」に改め、
「この場合」の下に「（当該郵便物を受け取る時
までにその内国消費税を納付する場合に限る。）」
を加え、同条第五項を同条第八項とし、同条第
四項中「に係る同項の書類」を「の名あて人が第
三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税
を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定に
より当該郵便物に係る内国消費税に相当する額
の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合に
は、当該郵便物に係る第一項の書面」に改め、同
項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三
項を加える。

4 第二項の郵便物（関税法第百九条その他の法律
の規定により関税を免除され、又は無税とさ
れる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付
しようとする者は、当該郵便物に係る関税の
納付について関税法第七十七条の二第一項
（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用
を受ける場合には、第一項の書面に記載され

た税額に相当する金銭に納付書を添えて、こ
れを郵便事業株式会社に交付し、その納付を
委託しなればならない。この場合において
は、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の
規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税法第百九条その他の法律
の規定により関税を免除され、又は無税とさ
れる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付
しようとする者は、第一項の書面に記載され
た税額に相当する金銭に納付書を添えて、こ
れを郵便事業株式会社に交付し、その納付を
委託することができる。この場合において
は、国税通則法第三章第一節の規定は、適用
しない。

6 関税法第七十七条の二（第二項に限る。）か
ら第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の
納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規
定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵
便事業株式会社に委託する場合について準用
する。この場合において、同法第七十七条の
二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対す
る内国消費税の徴収等に関する法律第七十七
条第四項又は第五項」と、「第十二条」とある
のは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七
条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とある
のは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律第七十七條第四項又は第五項」と、同
条第四項中「前項の規定によりその例によるも
のとされる国税通則法」とあるのは「国税通則
法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対
する内国消費税の徴収等に関する法律第七十七
条第四項又は第五項」と、同法第七十七條の四
中「第七十七條の二第一項（郵便物に係る関税
の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内
国消費税の徴収等に関する法律第七十七條第四
項又は第五項」と読み替えるものとする。

第十條第一項中「総合保税地域にあつては、」
を「保税工場にあつては当該保税工場に係る同
法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特
例）の届出が受理された者を含み、総合保税地
域にあつては」に改める。
第十四条第一項第五号中「第七条の九第十一
項（メキシコ）を」第七条の八第八項（経済連携
協定に基づく）」に改め、同項第六号を次のよう
に改める。

六 削除
第二十四条中第三号を第四号とし、第二号を
第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第
一号として次の一号を加える。
一 第七條第六項において準用する関税法第
七十七條の五第二項（違法行為等の是正の
規定による報告をせず、又は偽った報告を
した者）

第八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「郵便物を」を「郵便物（関税法
第六条の二第一項第二号ロ（税額の確定の方式）
に規定する郵便物に限る。）」に改める。
第八条第一項第一号中「関税が徴収される場
合」を「税関長が期間を定めて行う課税物品の搬
出その他の処置の求めに對して、当該期間内に
当該処置がされない場合（当該課税物品の輸入
が他の法令の規定によりできないことその他税
関長がやむを得ない事情があると認める場合を
除く。）」に改め、同項第六号を同項第七号とし、
同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下
げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 関税法第七十六條の二第一項交付前郵
便物に係る関税の徴収に規定する交付前
郵便物が亡失し、又は滅却された場合災
害その他やむを得ない事情により亡失した
場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて
滅却された場合を除く。）郵便事業株式会
社

第十一條第一項中「承認」の下に「（同項た
だし書の規定により警察官に届け出た場合を含
む。）」を加え、「同項ただし書の規定による」を
「同法第六十三條の二第一項（郵便物の保税運

要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

送)の規定により税関長に「に改め、同条第五項中、「同法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。)」の規定により指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、税関長は、第一項に規定する承認を受けた者から「次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に定める者から」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項に規定する承認を受けた課税物品が関税法第六十三条第四項(同法第六十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定により指定された期間内に運送先に到着しない場合 当該承認を受けた者

二 第一項に規定する税関長への届出をした課税物品が関税法第六十五条の二第一項(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)に規定する期間内に運送先に到着しない場合 当該届出をした者

第九条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項第六号及び第七号を削る。

(国税徴収法の一部改正)

第十条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第八条第一項第二号若しくは第六号を「第八条第一項第三号若しくは第七号」に改める。

(通関業法の一部改正)

第十一条 通関業法の一部を次のように改正する。

第二条 第一号イの(1)中「若しくは指定」を削り、「若しくは承認を得、又は指定を受ける」を「又は承認を得る」に改め、同号イの(1)の(2)中「又は指定を削り、同号イの(1)の四中」「保税工場若しくは」を「(関税法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。)、保税工場同法第六十一条の五第二項の規定により同法第五十

六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所を含む。以下この号において同じ。若しくは「に、(関税法)を「同法」に改め、同条第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第六条 第四号イ中「又は第六十三条の三」を削る。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第十号中「規定する外国貨物」の下に「(同法第七十三条の二)輸出を許可された貨物とみなすもの」の規定により輸出を許可された貨物とみなされるものを加える。

第七条 第一項第二号中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八条 第三号中「若しくは第三項(同法第八十条の四第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第八十条の四第二項に係る部分に限る。)」若しくは第五項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)」に、「若しくは第三項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)」を「第三項(同法第九十九条第二項に係る部分に限る。)」若しくは第五項(同法第六十九条の二第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。)」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十四条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 中「手数料」の下に「(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する

自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るもの)の手数料を含む。」を加える。

第四十七条 中「における関税法」を「(第四十三条第一項の認定(同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。))を受けた者がした関税法第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第二項の規定により同法第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所、当該認定に係る事業の用に供する自由貿易地域又は特別自由貿易地域の区域内にある土地又は施設に係るものを加える。)」における同法に改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則 第四十六条のうち、関税法第六十九条の六第三項の改正規定中「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改め、同法第六十九条の十二第三項の改正規定中「第六十九条の十二第三項」を「第六十九条の十五第三項」に、「第三百条第一項」を「第二百七十八条第一項」に改める。

(関税定率法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条のうち関税法第六十九条の八第一項第五号の次に一号を加える改正規定及び附則第一条第四号中「第六十九条の八第一項第五号」を「第六十九条の十一第一項第五号」に改める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二条及び第三条の規定による改正後の関税法の施行の状況を勘案し、必

平成十九年四月五日印刷

平成十九年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局